

# 第5回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

## 次 第

日 時 平成 25 年 3 月 21 日(木)  
午後 2 時から午後 4 時まで

会 場 横浜貿易会館 会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 部会委員紹介

#### 3 部会長挨拶

#### 4 議 事

##### (1) 今後の都市デザイン行政について

ア 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)

イ 「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)

ウ 「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について(審議)

エ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)

##### (2) その他

ア 横浜市都市美対策審議会運営要領の改訂について(審議)

#### 5 閉 会

### 資 料

資料1:「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(案)

資料2:「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

資料3:「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について

資料4:(仮称)横浜都市デザインビジョン (案) 概要

資料5:(仮称)横浜都市デザインビジョン (案)

資料6:横浜市都市美対策審議会運営要領 (改定案)

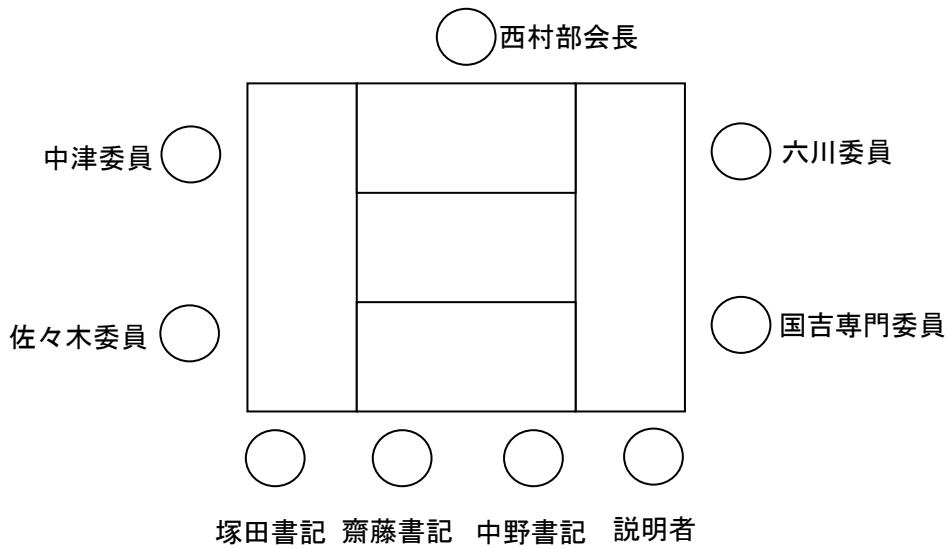
資料7:前回議事録(第4回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)

# 【第5回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日時 平成25年3月21日(木) 午後2時から

会場 横浜貿易会館 会議室

速記録



事務局・関係者

記者席

傍聴者(5人)

受  
付



(出入口)

## 第5回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 委員名簿

開催日時:平成25年3月21日(木) 14:00-16:00

		氏名(敬称略)	現職等
1	部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授 (都市デザイン)
2	委員	佐々木 葉	早稲田大学社会環境工学科教授 (景観)
3	〃	中津 秀之	関東学院大学建築学科准教授 (ランドスケープ)
4	〃	六川 勝仁	市民委員
5	専門委員	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授 (都市デザイン)

6	書記	齋藤 泉	横浜市都市整備局都市づくり部長
7	〃	中野 創	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室長
8	〃	塚田 洋一	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室 担当課長

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（案）

平成 25 年 3 月

横 浜 市



## ■はじめに

開港以来、横浜が都市として発展してきた歴史を伝える近代建築や西洋館が関内・山手地区を中心に残されていて、訪れる人々に「横浜らしさ」を感じさせてくれる一方、郊外部では、横浜の原風景ともいえる里山の風景を構成している古民家や社寺建築などが、今も地域の人々の生活の中で息づいています。さらに、横浜が導入の舞台となってきた港湾、道路、下水などの土木産業遺産が目に見える形で保全されるなど、横浜には数多くの歴史的建造物が残されています。

横浜市では、景観面から歴史的建造物の保全活用に着目し、まちづくりのなかで歴史的建造物を生きた形で使い続けながら保全していくことを目的に、昭和63(1988)年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定し、四半世紀にわたって「歴史を生かしたまちづくり」に取り組んできました。

「歴史を生かしたまちづくり」の取組では、歴史的建造物の外観を中心に保全活用する横浜市独自の登録・認定制度によって、外観の復元をはじめ、所有者の実状に応じた柔軟な手法をとることを可能とし、さらには、高い水準の助成制度や市街地環境設計制度など、まちづくりの制度との連携などによって、所有者による保全活用を支援してきました。

また、施策の推進にあたっては、歴史的景観保全委員などの専門家との協働によって、研究成果などの知見を生かすとともに、セミナーや広報紙などによって市民理解の向上も進め、さらに、市自らが歴史的建造物の保全活用も積極的に取り組んで創造都市の拠点や公園内の施設として市民とともに活用を図ることで、歴史的景観の保全活用とあわせ、市民が歴史的建造物を身近なものとして感じる機会を創出してきています。

こうした取組によって、赤レンガ倉庫や自動車道など横浜の発展を支えてきた近代建築や土木産業遺構、また、人々の暮らしの中に息づいてきた西洋館や古民家など、多くの歴史的建造物が保全活用され、市民や横浜を訪れる皆さんから横浜の大きな魅力として親しまれる存在となっています。

このように、長年にわたって取組を進めてきましたが、近年、厳しい経済状況などを背景に、旧横浜松坂屋本館など、認定を解除せざるを得ない状況も起きるなど、所有者が歴史的建造物を保全活用し続けることに様々な課題が生じています。

一方で、歴史的建造物に対する市民の関心は高く、広報普及などの取組によって「歴史を生かしたまちづくり」に関する市民活動も活発になってきており、こうした市民の力を歴史的建造物の保全活用に生かしていくことや、これまでの取組により保全活用されている歴史的建造物を、文化や観光など横浜の魅力を高めるために活かしていくことも、大きな課題となっています。

今回、こうした状況や課題を踏まえたうえで、「歴史を生かしたまちづくり」の推進を図っていくために、新たな制度の創設など、今後取り組むべき新たな施策を「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について(案)」としてまとめました。

横浜の大きな魅力である歴史的建造物は、これまで所有者の努力によって守られてきました。これを引き続き保全活用していくことは、将来の横浜にとって非常に重要なことと考えています。

これまでの取組に加えて、新たな制度や施策を着実に進めていくことで、所有者が保全活用をよりいっそう進めやすい環境を整えるとともに、所有者だけでなく、市民とともに、歴史的建造物を1つでも多く次世代に引き継いでいくことを目指します。

# 目次

## ■ はじめに

1	歴史を生かしたまちづくりの取組の現状	
(1)	歴史を生かしたまちづくりの概要	1
(2)	これまでの取組実績	2
(3)	広報普及	5
(4)	専門家等との協働	5
(5)	歴史的建造物を生かした魅力づくり	5
(6)	保全活用手法	6
(7)	まとめ	11
2	歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題	
(1)	保全活用の推進と建築基準法への適合	12
(2)	所有者支援	12
(3)	市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進	12
(4)	ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開	13
(5)	持続的な保全活用の推進	13
3	歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について	
	【基本方針】	15
	【基本施策】	
(1)	所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進	15
(2)	市民とともに守り、活かす取組の推進	16
(3)	歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進	17
4	「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物」の景観制度への導入について	
(1)	背景と目的	18
(2)	対象建造物	18
(3)	制度の概要	18
(4)	建築基準法の適用除外	18
(5)	横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例	19
(6)	建築基準法適用における課題とモデル検討	20
5	今後の進め方(案)	23

# 1 歴史を生かしたまちづくりの取組の現状

## (1) 歴史を生かしたまちづくりの概要

### 1) 目的

歴史的建造物は歴史を物語る貴重な資源であり、次世代に継承すべき横浜の資産といえます。関内・山手地区では、みなとまちの歴史・文化の薫る近代建築や西洋館などが魅力的な街並みを形成しています。また、郊外では地域に息づき、親しまれている古民家や社寺建築などが豊かな風景をもたらしており、これらの歴史的建造物は横浜らしさを生み出す貴重な地域資源となっています。

歴史を生かしたまちづくりはこうした歴史的建造物を所有者・市民・専門家と共に保全・活用していくことを目的としています。

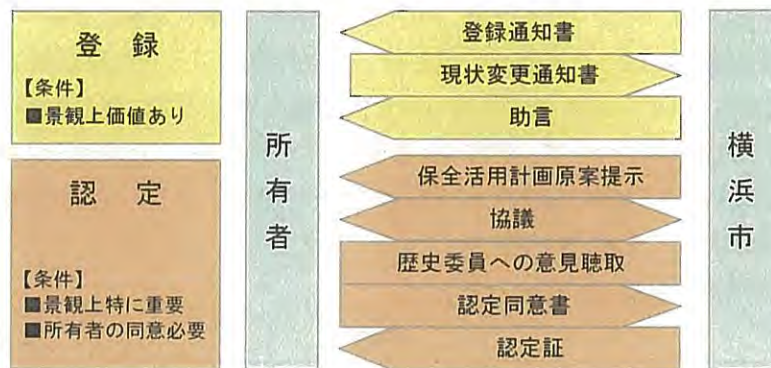
### 2) 歴史を生かしたまちづくり要綱の概要

歴史的景観を保全することを目的に、建造物の外観保全を推進し、内部については所有者の実状に合わせた活用を働きかけ、助成などの支援を行います。

#### ア 登録・認定の指定制度と手続きの流れについて

景観上価値がある歴史的建造物を登録し、その中で特に重要な建造物については所有者と協議のうえ、「保全活用計画」を定め、認定を行います。

認定等にあたっては、歴史的建造物の専門家等による歴史的景観保全委員（歴史委員）の意見を聴くこととしています。



#### イ 主な助成の種類

助成対象事業	種類	種類		
		登録歴史的建造物	保全契約締結した登録歴史的建造物	認定歴史的建造物
1 調査／設計	助成率 限度額	該当なし	1／2 100万円	3／4 200万円
2 外観保全	助成率 限度額	該当なし	1／2 木造 500万円 非木造 3,000万円	3／4 木造 1,000万円 非木造 6,000万円
3 耐震改修	助成率 限度額	該当なし	1／2 木造 200万円 非木造 1,000万円	3／4 木造 300万円 非木造 2,000万円
4 維持管理		該当なし	該当なし	30万円／年

(2) これまでの取組実績

1) 登録・認定について

景観上価値がある歴史的建造物を登録し、その中で特に重要な建造物については所有者と協議のうえ、「保全活用計画」を定め認定を行っています。

【登録件数】

	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木産業遺構	合計
件数	22 件	27 件	52 件	35 件	2 件	54 件	192 件

【認定件数】

	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木産業遺構	合計
件数	0 件	12 件	30 件	20 件	0 件	23 件	85 件

(平成 25 年 2 月末現在)

2) 助成実績

助成を開始した昭和 63 年度から平成 23 年度までの助成実績は下記の通りです。

	古民家	近代建築	西洋館	土木産業遺構	合計
外観保全	6 件	12 件	13 件	—	31 件
耐震改修	2 件	4 件	5 件	1 件	12 件
外構保全	2 件	4 件	7 件	—	13 件

※認定解除したものを除く

3) まちづくりと連携した歴史的建造物の保全活用

認定制度と市街地環境設計制度の連携による容積率緩和をはじめとして、再開発事業や地区計画や景観計画、まちづくり協議、山手地区景観風致保全要綱など様々な形で歴史的建造物の保全活用や歴史的景観への配慮を位置付け、個々のまちづくりに取り組んでいます。

一方で、馬車道地区など地域で歴史的景観の保全活用に取り組んでいる例もあり、歴史的建造物の保全活用について、所有者へ要望を行うとともに、所有者との協議や検討の場への参画など、地域による積極的な取組も行われてきています。こうした地域の取組は、歴史的建造物の保全活用において重要な役割を果たしています。

【再開発事業等での保全活用】

	件数	該当建造物
再開発事業による保全	1 件	旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店） 北仲通南地区再開発地区計画
特定街区における保全	1 件	旧横浜船渠第 2 号ドック

【地区計画での保全活用】

建造物保全等に関する地区計画の記載事項	件数	建造物名称・地区等
特定の建造物について保全活用の記載あり	1 件	旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子三丁目地区）
歴史的景観の継承等の記載あり	7 地区	山手町地区、日本大通り用途誘導地区等

**【市街地環境設計制度の適用】**

横浜市市街地環境設計制度では、敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境形成を誘導しています。そのなかで、認定歴史的建造物等について保存・修復を行う場合、地域貢献度等の一定基準を満たせば、容積率が緩和される規定が設けられています。

これまでに2件の認定歴史的建造物が容積率緩和の対象となっています。

建造物名称	保全改修年	容積加算率
日本興亜馬車道ビル (旧日本火災横浜ビル)	昭和 62 (1987) 年	10.9%
横浜第2合同庁舎 (旧生糸検査所)	平成 2 (1994) 年	8.69%

**4) 市による取得等により保全活用している認定歴史的建造物**

まちづくりのなかで歴史的建造物の保全活用を図っていくため、公共施設等にあわせ、新たに歴史的建造物を取得、活用しており、取得等により、保全活用している認定歴史的建造物は下記のとおりです。

また、このほか文化財関係では、外交官の家（国指定重要文化財）の移築復元や山手 111 番館（市指定文化財）などの取得があります。

**【取得等により市が保全活用している認定歴史的建造物（建築物）】**

	件数	種別ごとの内訳
現地保全活用	11 件	【近代建築】 5 件：長浜ホール／旧横浜市外電話局／赤レンガ倉庫／旧富士銀行横浜支店／旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店） 【西洋館】 2 件：山手 2 3 4 番館／ペーリックホール 【古民家】 4 件：旧澤野家長屋門／旧大岡家長屋門／旧清水製糸場本館／旧奥津家長屋門・土蔵
移築復元	5 件	【西洋館】 2 件：エリスマン邸／ブラフ 1 8 番館 【古民家】 3 件：旧安西家住宅主屋／旧金子家住宅主屋／せせらぎ公園古民家
合計	16 件	

## 【参考】歴史的建造物の現存状況

昭和 63 年の歴史を生かしたまちづくり要綱の施行にあわせ、要綱の対象となりうる歴史的建造物をリスト化し、随時更新しながら、登録・認定などを進めています。

このリストをもとに、平成 23 年度に調査を行い、目視等によって歴史的建造物の現存状況を確認しています。以下の表の現存件数は、登録、認定歴史的建造物と平成 23 年度の調査によって現存または解体による部材保存での存在が確認されたものを集計したものです。

### ■ 平成 23 年度調査での状況

#### (1) 横浜市全域

	神社寺院	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
リスト数(件)	141	144	139	143	17	140	724
現存件数(件)	117	76	81	49	12	122	457
現存率	83.0%	52.8%	58.3%	34.3%	70.6%	87.1%	63.1%

#### (2) 関内地区、山手地区（近代建築・西洋館）

	関内	山手			合計
	近代建築	近代建築	西洋館	小計	
リスト数(件)	79	10	74	84	163
現存件数(件)	46	7	33	40	86
現存率	58.2%	70.0%	44.6%	47.6%	52.8%

### ■ 東京都区部との比較

他都市との比較の一例として、東京都区部の歴史的建造物の現存状況に関する調査との比較を示したものです。

東京都区部に関する調査では、日本近代建築総覧（日本建築学会編、1980年、1983年「新版」における補遺を含む）をもとにしているため、横浜市分についても、上記リストとは別に、日本近代建築総覧記載の建造物について集計を行ったものです。

なお、日本近代建築総覧に記載されている歴史的建造物は中区の近代建築や西洋館などが中心で、市域全体を対象にした上記リストとは調査時期や記載物件などが異なるため、単純に比較することはできませんが、一定の傾向は把握できるものと考えられます。

#### 【日本近代建築総覧をもとにした横浜市と東京都区部での現存状況の比較】

		昭和 55 年 (1980 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)
横浜市全域	関内	100%			32.0%
	山手	100%			62.2%
	市全体	100%			32.6%
東京都区部※		100%	37.8%	26.6%	

※三船康道他「東京都区部における近代建築の残存・消失状況 2010 (1)」日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）2010年9月

### (3) 広報普及

「歴史を生かしたまちづくり」では、歴史的建造物や歴史的景観の保全活用の重要性に対する理解を深め、所有者や周辺住民をはじめ多くの市民の理解と協力を得るために、当初から広報普及を重視しています。

専門家等によって構成される横浜歴史資産調査会との協働で、セミナーや広報紙の発行などを行ってきています。

#### 1) 歴史を生かしたまちづくりセミナー

市民向けのセミナーとして、専門家等の講演や見学会を中心に実施しています。

これまで34回開催し、延べ約4,000人が参加しています。

#### 2) 横濱新聞

認定した建造物や保全活用事例、また、市内の歴史的建造物などを紹介する内容の広報紙として、公共施設等で配布しています。毎年1回発行し、平成24年度で27号となります。

#### 3) 都市の記憶シリーズ

市内の歴史的建造物を紹介する書籍として横浜歴史資産調査会との協働により発行しています。シリーズとして、「近代建築Ⅰ、Ⅱ」、「横浜の土木遺産」、(初版、改訂版)「外交官の家」、「横浜の主要歴史的建造物」(初版～改訂第5版)があり、特に「横浜の主要歴史的建造物」は累積で約12,000部を頒布しています。

#### 4) その他

近年では、普段公開していない歴史的建造物を特別に公開する「オープンヘリテイジ」も開催しており、これまでに、日本大通り地区、山手地区、馬車道地区、旧保土ヶ谷宿地区で開催しています。

### (4) 専門家等との協働

#### 1) 歴史的景観保全委員

専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用を図るために置いており、要綱の実施に際して重要な事項について意見を聴くこととしています。現在の委員は11名です。

一般的な審議会と違い、各委員の専門分野毎に市長が意見を聴取する独任制をとっているのが特徴です。

#### 2) 一般社団法人横浜歴史資産調査会

建築史や広報普及の専門家等によって構成される団体で、「歴史を生かしたまちづくり」の当初から調査研究や広報普及を協働で実施してきています。

### (5) 歴史的建造物を生かした魅力づくり

#### 1) ライトアップ

「歴史を生かしたまちづくり」の取り組みに先立ち、市民に歴史的建造物の魅力を伝えていくなどの趣旨から、官民による「ヨコハマ夜景演出事業推進協議会」を中心に推進してきています。

協議会では、民間の歴史的建造物に対する投光器の設置費用助成などを行うほか、ライトアップ施設のPRなども行っています。

また、歴史的建造物の改修にあたっては、可能な範囲でライトアップを行うよう所有者に要請しており、関内地区等の景観計画では、歴史的建造物以外のライトアップを禁止しています。

#### 2) オープンカフェ等

歴史的建造物の集積している日本大通り地区では、社会実験を契機としたオープンカフェの取組が行われています。現在では地域の団体による取組として定着しており、歴史的景観を市民が生活のなかで享受する環境となっています。

また、公園内の西洋館や古民家などでは市民の活動によって、コンサートや展覧会、地域の生活に根ざしたイベントなどが開催され、歴史的建造物の魅力を高めています。



## (6) 保全活用手法

横浜市では、認定制度によって様々な手法で保全活用を図っていますが、外観保全の手法や活用主体による主な事例を分類すると以下のようなものがあげられます。

### 1) 外観保存型

外観を概ね保存しながら、保全活用している建造物。教会などでは内部も多くの部位が保全されている例もあります。

【横浜指路教会】  
内部も含め全体を保全。



【横浜情報文化センター（一部）】  
一部を保全しながら高層棟を整備。歴史的建造物躯体は再アルカリ化工事実施。



【ベーリックホール】（元町公園）  
公園として取得し、内部も含め全体を保全。



【旧大岡家長屋門】（長屋門公園）  
公園として取得し、外観を保全しながら、内部は活用のために一部改修。





## 2) 外観復元型

解体後に外観を復元し、歴史的景観を継承している建造物。復元にあたっては、外壁が石材の場合は再利用している例が多く、一方、モルタル系やタイルによる仕上げでは、新しい材料によるものがほとんどです。

### 【日本興亜馬車道ビル】

認定第1号。解体後、部材を再利用して外壁を復元。



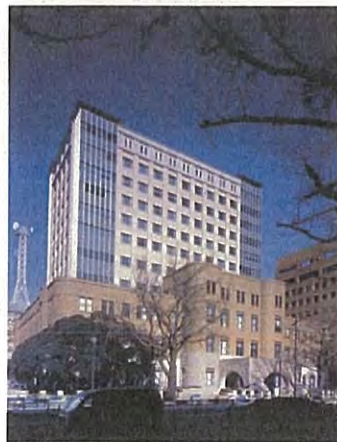
### 【横浜第2合同庁舎】(旧生糸検査所)

庁舎建替のため、解体後新しい材料で復元。



### 【横浜地方・簡易裁判所】

庁舎建替のため、解体後、一部部材を再利用して復元。



### 【ストロングビル】

解体後、ホテルの低層部にほぼ新しい材料で復元。



### 3) 移築復元型

木造の西洋館、古民家の場合に用いられますが、近代建築でも一部曳屋の例があります。

【旧横浜銀行本店別館  
(旧第一銀行横浜支店)】  
一部曳屋により再開発ビルの一部として復元。



【エリスマン邸】  
マンション計画により解体。元町公園内に移築復元。



【旧安西家住宅主屋】  
公園として整備する旧大岡家長屋門の敷地内に移築復元。





#### 4) 民間による活用

民間の所有者が改修等を行いながら保全活用をしているものとしては、近代建築ではオフィス、西洋館、古民家では住宅が多く、一部では資料館などとして再生、活用されている例もあります。

##### 【馬車道大津ビル】

当初からオフィスとして改修を重ねながら活用。



##### 【伊東医院】

当初から医院として改修を重ねながら活用。



##### 【山手資料館】

住宅の一部を移築し、民間の資料館として活用。



##### 【山手 89-8 番館】

西洋館を改修して賃貸住宅（貸家）として再生。





## 5) 公共施設としての活用

横浜市では、公共施設として多くの歴史的建造物を保全活用しており、歴史的建造物の重要性や公共施設としての必要性等に応じて、都市公園事業など様々な事業で取得して保全活用しているものもあります。

### 【赤レンガ倉庫】

港湾事業で取得し、文化・商業施設として再生・活用。



### 【旧富士銀行横浜支店】

都心部の活性化のために取得。市民協働オフィスやBankARTを経て、東京藝術大学のキャンパスとして活用。



### 【山手 234 番館】

市民協働のモデル事業で実験活用を行いながら保全活用。現在は公園施設として活用。



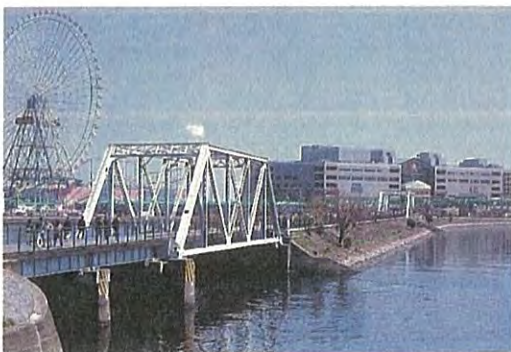
### 【旧清水製糸場本館】

公園事業で、計画段階から市民とワークショップを行いながら整備。市民団体による管理運営が行われている。



### 【汽車道（港1号、2号、3号橋梁）】

臨港鉄道の廃線敷を橋梁、護岸を保全しながらプロムナードとして再整備。



### 【震災復興橋梁】

耐震工事等を行いながら、現役の道路施設として保全活用。



打越橋



桜道橋

## (7) まとめ

昭和63年の歴史を生かしたまちづくり要綱の制定以降、以上のように様々な取組を進めてきましたが、その特徴などを整理すると以下のようなことがいえます。

### 1) 柔軟な手法による保全活用と高い水準の所有者支援

まちづくりのなかで歴史的建造物を使い続けながら保全していくことを前提に、外観の保全を主とした認定制度を先駆的に導入（昭和63年）することで、当時、文化財指定の対象になりにくかった昭和初期の建物など、横浜にとって貴重な歴史的建造物の保全活用に一定の役割を果たしたといえます。

保全活用にあたっては、市街地環境設計制度や再開発などと連携するとともに、復元を含めた柔軟な手法を取り入れたことで所有者の理解が得られやすくなり、多くの歴史的建造物の保全活用につながりました。

さらには、歴史を生かしたまちづくり要綱には、認定建造物の場合、最高6000万円（外観保全・非木造の場合）の工事助成が可能となる助成制度があり、所有者にとって大きなメリットとなっていることも、認定制度による保全活用が進んだ大きな要因であり、文化財制度とも連携しながら取組を進めることで、他都市に比べても歴史的建造物の保全活用が進んだといえます。

### 2) 専門家との協働と市民理解の向上

歴史を生かしたまちづくりでは、建築史など、それぞれの分野で第一人者ともいえる学識経験者などを歴史的景観保全委員とし、専門分野に応じて意見を聴取することで、認定をはじめとする施策の推進に専門家の知見を反映させてきました。

一方、調査研究や広報普及の分野でも、専門家等によって構成される横浜歴史資産調査会と協働することで、研究成果や最新事例などを施策推進に活かすほか、セミナーなどの開催を通じて専門的知識や国内外の事例などをわかりやすく市民に紹介することや、さらにはヨコハマ夜景演出事業推進協議会による歴史的建造物のライトアップの実施などによって、市民理解の向上に結び付けています。

### 3) まちづくりや公共施設整備との連携による保全活用

市街地環境設計制度など様々なまちづくりの制度と連携することで、馬車道地区や日本大通り地区、山手地区などでは、個々の歴史的建造物だけでなく、街並みとしての歴史的景観の保全に取り組んでいます。

こうした取組によって、例えば、歴史的建造物が多く集積している日本大通り地区では、歴史的な街並みを活かしたオープンカフェを地域とともに進めることで、通りの賑わいを創出し地域の活性化に貢献しているほか、映画、ドラマ、CMなどの撮影に度々使用され、歴史的景観の保全が横浜のイメージの向上につながった実例となっています。

さらに、関内地区を中心とした都心部のエリアでは、取得した歴史的建造物を都市の活性化を目指した創造都市の拠点に活用してきており、これまでに、旧横浜銀行本店別館（YCC）や旧富士銀行横浜支店（東京藝術大学）の活用などを通じて、創造都市などの推進に一定の寄与があったといえます。

一方で、市がもともと所有していた歴史的建造物だけでなく、山手西洋館や古民家など、所有者による保全活用が困難となった場合などに、横浜市が公共施設として取得、活用することで、歴史的建造物の保全活用を図ってきました。

これによって、歴史を生かしたまちづくりに対する横浜市の積極的な姿勢を所有者や市民に示すとともに、市民への公開、さらには市民が管理運営に関わる機会を生み出すことにつながって、市民が歴史的建造物に対する理解を深めるうえで大きな役割を果たしたといえます。

また、土木産業遺構の保全活用にも積極的に取り組むことで、西洋からの近代技術導入の窓口であった横浜の歴史を目に見える形で市民に継承することができたといえます。

## 2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

### (1) 保全活用の推進と建築基準法への適合

- ・横浜市「歴史を生かしたまちづくり」では、認定歴史的建造物に対する最高6000万円の外観保全工事費助成や、市街地環境設計制度による容積割増などによって所有者支援を行って、保全活用を進めてきましたが、現在、助成制度に対する期待は大きいものの、容積の割増によるインセンティブ効果の低下など、厳しい経済状況や不動産市況などから所有者のニーズが変化しています。
- ・一方で、歴史的建造物を保全するだけでなく、まちの賑わいづくりなどの観点から新たな活用を図ることを求められていますが、歴史的建造物がもともと建築基準法に適合していないため、構造や防火など、建築基準法に適合した改修が困難となる場合も多く、保全活用が進まない要因の1つとなっています。
- ・現在、文化財制度については建築基準法の適用除外規定がありますが、建物全体を保存する文化財指定は、内部の活用などについて所有者の制約が大きく、一方で外観保全を基本とした認定制度では、歴史的建造物の内部の活用は進めやすくなりますが、建築基準法の適用除外を受けられません。
- ・こうしたことから、所有者の実状に応じた保全活用が図られるよう、外観保全を基本としながら、建築基準法の適用除外によって内部の活用が進めやすくなるような新たな制度の導入が求められています。

### (2) 所有者支援

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」の助成制度は、全国でも高い水準にあって、所有者の期待が高い制度であり、改修の際に助成を期待して認定される事例も多いことから、新たな制度の導入状況や近年の財政状況等を踏まえた見直しを行いながら、今後とも助成制度を維持していくことが必要です。
- ・これまでは外観保全工事のように比較的規模の大きい工事を中心に支援を行ってきましたが、技術者、職人の不足などから、日常的な維持管理や災害時の対応、技術者、職人の紹介なども含む技術的な相談への対応など、所有者からきめ細かい支援を求められるようになっています。
- ・また、山手地区の西洋館など、個人所有の歴史的建造物では所有者の高齢化が進んでおり、相続後の保全活用も含め、今後の相続への対応が大きな課題となっています。

### (3) 市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では歴史的建造物の保全活用を進めるとともに、横浜歴史資産調査会との協働によって、調査研究やその成果を活用しながら、講演、見学会など市民向けのセミナーや広報紙「横濱新聞」の発行などによって、市民に対する広報普及に取り組んできました。
- ・また、歴史的建造物を取り込んだプロムナードやサインの整備を行うとともに、山手地区の西

洋館や郊外部の古民家など、横浜市が取得した歴史的建造物を積極的に市民利用施設として市民が活用に参画しながら公開することで、市民が「歴史を生かしたまちづくり」に対する共感や理解を深める機会とし、こうした取組によって一部では歴史を生かしたまちづくりに関わる活動を行う団体も設立されています。

- ・こうした状況を背景に、所有者の努力だけでなく、市民とともに「歴史を生かしたまちづくり」を進めることは、市民の誇りである歴史的建造物を将来にわたって保全活用していくうえで必要不可欠であり、活動の活性化や市民団体間の連携、人材育成などの施策が必要となっています。
- ・また、市民とともに取組を進めていくためには、トラスト組織のような中心となる組織の存在が重要となることから、横浜歴史資産調査会などのように一定の蓄積のある既存組織を活用し、財源等も含めた市民協働推進の基盤の確立を図っていくことも求められています。

#### (4) ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では、都心部を中心とした景観制度や市街地環境設計制度、山手景観風致保全要綱との連携、さらには関内、山手地区などで地域のまちづくり活動と連携をとることによって、歴史的景観の保全を進めています。
- ・また、都市公園（山手西洋館や古民家など）や道路（震災復興橋梁など）、港湾（自動車道など）をはじめとする公共施設の整備と連携して、歴史的建造物の保全活用や歴史的景観の保全・復元なども進めてきました。
- ・さらには、ライトアップやオープンヘリテイジ、西洋館でのコンサートや展覧会、さらには、旧富士銀行横浜支店（現東京藝術大学馬車道キャンパス）の活用など、創造都市の取組との連携など、歴史的建造物の魅力を生かした様々な取組を行ってきました。
- ・今後は、これまでの取組の蓄積を活かしながら、横浜の重要な文化的、観光的資源でもある歴史的建造物の更なる魅力アップを図るとともに、その活用によって都市の活性化に寄与していく取り組みが求められています。
- ・また、今後ともまちづくりのなかで、歴史的景観の保全を進めていくためには、まちづくりの制度や公共施設整備での歴史的建造物の保全活用、地域住民によるまちづくりのなかでの取組の後押しなど、まちづくりの様々な場面で歴史を生かしたまちづくりの考え方や施策が展開できるような環境を整えていくことが必要です。

#### (5) 持続的な保全活用の推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」による認定制度は、法的に所有者と市の一種の契約であり、現状変更も届出制をとっているため、文化財制度などと比べ、法的担保性が低く、旧松坂屋本館などのように、所有者から認定解除の申出があれば、所有者との協議によって解除せざるを得ない場合が想定されます。
- ・一方で、所有者によっては、相続など不測の事態が発生しても、将来にわたって歴史的建造物を保全活用し続けられるよう市に期待する声もあり、こうしたことから法的担保性を高めることで持続的な保全活用が可能となる制度が必要となっています。



- ・また、歴史を生かしたまちづくりでは、必要に応じて都市公園事業などと連携して保全活用を図ってきましたが、厳しい財政状況や公共施設整備の減少などを背景に、様々な手法により柔軟に保全活用を進めていく必要があることから、所有者と使い手を結びつけることや、トラスト組織などの横浜市以外の団体等による取得可能となる仕組みを検討していくことも必要となっています。
- ・さらには、登録・認定制度を中心とした歴史を生かしたまちづくりの取組によって、多くの歴史的建造物の保全活用を図ってきましたが、現在でも、重要な歴史的建造物であっても所有者と保全活用について合意形成がされていないものがあり、引き続き保全活用について所有者に働きかけていくことが必要です。こうした歴史的建造物に対しては、法的担保性の高い制度による保全活用を目指しつつ、所有者の意向によっては柔軟な対応が可能な登録・認定制度を活用して保全活用を働きかけるなど、段階的、継続的な取組が求められています。



### 3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について

#### 【基本方針】

歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていきます。

- (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充を進めます。
- (2) 市民とともに守り活かす取組を進めます。
- (3) 歴史的建造物の魅力資源としての活用などによるまちづくり、賑わいづくりを進めます。

#### 【基本施策】

##### (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

歴史的建造物の保全活用は、所有者自ら使い続けることを支援していくことが基本となりますが、一方で、活用の推進や相続への対応など所有者のニーズが多様化しているのが現状です。

そこで、登録・認定制度に加え、新たな制度を導入することなどにより、所有者の実状に応じた持続的な保全活用が図られるよう、制度拡充を図っていきます。

##### 1) (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の創設

- ・外観保全と内部の賑わいづくりなどの活用の両立によって、魅力的な都市景観の創造や都市の活性化に寄与していくため、内部も含めた保存活用計画を策定し、現状変更を許可制とするなどとした(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度を創設し、景観条例へ位置付けることとし、この制度によって建築基準法の適用除外を受けることを可能とします。

##### 2) 景観制度との連携

###### ア 景観重要建造物制度の活用

- ・景観法に基づく景観重要建造物制度は、既に景観計画等に指定の方針が定められていますが、歴史的建造物を含めた良好な景観の形成に重要な建造物を指定する制度であり、許可制によって法的担保性が向上する一方で、相続税の適正評価が見込める制度です。
- ・このため、歴史的建造物の保全活用における景観重要建造物制度の活用を進めることとし、具体的な運用方法を定めていくこととします。
- ・また、制度の活用にあたり景観重要建造物の管理の基準や、管理協定による景観整備機構の管理などについても検討します。

###### イ 「歴史を生かしたまちづくり要綱」と景観制度の連携

- ・持続的な歴史的建造物の保全活用にあたっては、法律や条例に基づく安定的な制度が必要ですが、一方で取組を具体的に進めるためには、所有者の実状に応じた迅速性、柔軟性をもつ登録・認定制度を、新たな制度と両輪となって運用していくことが不可欠です。
- ・そこで、新たな制度の導入を踏まえて、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を見直すとともに、景観計画や現在検討中の公共事業ガイドラインでの取扱を明確化していきます。

### 3) 所有者支援制度の再構築

- ・新たな制度の導入にあわせて、近年の財政状況等を踏まえながら、助成制度の体系的な見直しを行います。
- ・助成制度の見直しとあわせ、日常的な維持管理や災害時の対応方法なども含む技術的相談など、きめ細かい支援の導入を進めます。
- ・また、こうした支援を所有者のニーズに応じて効果的に活用できるよう、一定の専門的知識を有するコーディネーターの派遣制度を創設します。
- ・また、あわせて、ボランティアの活用や景観重要建造物制度の指定に伴う相続税の評価減の活用など税制面での措置についても検討を行います。

## (2) 市民とともに守り、活かす取組の推進

歴史を生かしたまちづくりを市民とともに進めることは、持続的に歴史的建造物の保全活用を進め、市民の誇りとして将来に継承していくために重要です。歴史を生かしたまちづくりの取組の様々な場面で市民の参画が可能となる施策を展開することで、市民とともに守り、活かす取組を推進していきます。

### 1) 市民による取組の推進

#### ア 人材育成

- ・歴史的建造物を市民とともに保全活用していくため、保全活用に必要な知識やスキルの習得等を目的とした専門家による講座や実地研修などによる人材育成を進めます。

#### イ ボランティア制度のモデル的な導入

- ・現在も一部の実測調査等では、ボランティア的なスタッフが調査に参画する例もあります。そこで、実測調査や文献調査などでの調査ボランティアの導入を検討するとともに、所有者が高齢で日常的な維持管理が難しい場合に、外構の手入れや清掃、簡単な修理などをコーディネーターのもとでサポートする維持管理ボランティアの導入を検討します。
- ・なお、導入にあたっては、防犯面や所有者との信頼関係の構築が必要など、様々な課題が想定されることから、所有者の協力が得られる範囲でモデル的に実施し、課題や効果の検証を行ったうえで、本格的な導入を目指します。

#### ウ 活動支援

- ・市民による活動では、資金的な面で活動の限界が生じるなど、活動が進みにくい状況があります。
- ・活動の活性化や、成果の幅広い共有など、歴史を生かしたまちづくりに市民による活動を効果的に生かしていくため、活動を支援する仕組みについて検討していきます。

### 2) 市民協働の基盤の確立へ向けた取り組み

#### ア 活動団体同士の連携基盤

- ・活動団体が個別に活動し、活動成果の共有や活動の連携が不十分な状況であることから、活動団体の連携による相乗効果を図るため、交流や情報交換、共同活動などを目的とした緩やかな連携組織の創設を検討することとし、連携組織の基盤として、現在、協定によって協働を行っている横浜歴史資産調査会を想定した実施方法を検討していきます。

#### イ ファンド等による財源の確保

- ・市民協働の推進にあたっては、市をはじめとする公的な支援だけでなく、市民等からの寄附等によって必要財源の一部を確保していくことも必要です。
- ・このため、市等からの拠出をもとに、市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討していくこととします。

#### 3) トラスト的手法による保全活用の検討

- ・相続時の寄附申出などの際、市による受入が困難な場合や、収益事業などによる柔軟な活用が見込まれる場合に、所有者の意向を踏まえつつ、公益団体等への寄附による保全活用や、借り上げなどの方法によって保全活用が可能となるトラスト等の仕組みについて検討します。
- ・検討にあたっては、寄附等に至る前に所有者と使い手を結びつけるための仕組みや景観法による景観整備機構制度の活用、市の支援策等についても検討していくこととします。

#### (3) 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

これまでの歴史を生かしたまちづくりの取組によって多くの歴史的建造物が残され、横浜の大きな魅力となっています。今後は、地域のまちづくりなどを通じて歴史を生かしたまちづくりを市民に身近なものにしながら、歴史的建造物を魅力資源としてまちづくりのなかで活かしていくことで、文化や観光などと連携した賑わいづくりなどを通じて都市の活性化へと結び付ける取組を進めていきます。

##### 1) ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開

- ・これまでの取組の蓄積を都市の活性化へと結び付けていくため、歴史的建造物のツアーなどの集客・観光の促進や、創造都市等の取組と連携した歴史的建造物へのテナント誘致などによる都心部の賑わいづくりなど、関係部署や所有者等が連携した活用方策の検討やPRなどを進めていきます。
- ・また、ライトアップや文化、観光等の歴史的建造物の魅力を高める取組、歴史的景観を生かしたオープンカフェなど、歴史を生かしたまちづくりの取組と連携した都市空間の演出や活性化の取組を更に広げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討します。

##### 2) 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していきます。
- ・また、地域のまちづくりとの連携等を進めるため、歴史を生かしたまちづくりの考え方やまちづくりでの生かし方などを具体的に示したガイドブックの作成など、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていきます。

#### 4 「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度」の景観制度への導入について

##### (1) 背景と目的

歴史的建造物は、建築基準法の施行以前に建てられていることから、改修等を行う際に建築基準法に全てを適合させることが困難となっており、保全活用を進めるうえでの大きな課題となっています。

そこで、一定の条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、所有者による保全活用を支援するとともに、賑わいづくりなどによる都市の活性化へ寄与していくことを目指します。

##### (2) 対象建造物

登録・認定歴史的建造物等のうち、魅力ある都市景観を創造するうえで特に重要なもので、外観保存と内部の一部保存等によって保全と活用を一体的に行うものとします。

##### (3) 制度の概要

この制度は、保存活用計画の策定や所有者の同意を要件とし、現状変更を許可制とするもので、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(景観条例)を改正して創設します。

###### ア (仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定等

- ・魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物であって、保全と活用を一体的に行う必要がある建造物を指定し、告示します。
- ・指定にあたっては、都市美対策審議会及び歴史的景観保全委員の意見を聴くとともに、所有者の同意を得ることとします。
- ・滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったときは、指定を解除します。

###### イ 保存活用計画の策定

- ・(仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定にあたっては、保存活用計画を策定するものとします。
- ・保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとします。
  - ①当該建造物の名称及び概要
  - ②当該建造物の所有者の氏名及び住所
  - ③当該建造物の保存及び活用に係る目標及び方針
  - ④その他、当該建築物等の良好な保存活用を図るために必要な事項

###### ウ 建造物の管理と現状変更等に係る許可

- ・所有者や管理者等(所有者等)は、当該建造物を保存活用計画に基づいて良好に管理するものとします。
- ・所有者等は、当該建造物の現状変更等を行う場合、事前に市長の許可が必要になります。
- ・許可申請があった場合、申請内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、現状変更等を許可しないものとします。
- ・許可申請があった場合、必要に応じて許可に必要な条件を付することができるものとします。
- ・建造物の所有者等が許可条件に違反したときは、市長が許可の対象となった行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができます。

##### (4) 建築基準法の適用除外

(仮称) 特定景観形成歴史的建造物で、建築基準法の第3条第1項第3号の規定に基づいて、建築審査会の同意を得て市が指定したのものについては、建築基準法の適用除外を受けることが可能となります。

【参考】建築基準法抜粋

(適用の除外)	
<p>第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p>	
一	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
二	旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
三	<u>文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</u>
四	第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(5) 横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例

横浜市内の文化財のうち、建築基準法の適用除外を受けている事例は、これまでに、7件（近代建築3件、古民家4件）となっています。

1) 適用除外のための代替措置の事例

	木造 【茅葺屋根が法22条に抵触する場合等】	RC造 【構造・避難が現行法に抵触する場合等】
防耐火	散水設備・火災報知機の設置	延焼線開口部の防火設備の設置
避難	避難経路の確保・広場の設置	避難安全検証法で証明
構造	RCべた基礎等による構造への配慮	耐力壁の打ち増し 学識経験者の判定委員会
管理	警報機器等で集中管理	

(6) 建築基準法適用における課題とモデル検討

【大規模な改修工事（既存不適格）又は用途変更によって建築基準法不適合の恐れのある想定項目一覧】

・凡例：法：建築基準法、令：建築基準法施行令、○：適合、△：一部不適合、×：不適合、－：該当しない

建物種別		近代建築		西洋館		古民家	
想定建物概要	外観イメージ						
	想定立地	都心部・商業業務地		都心周辺部・一般住宅地		郊外部・一般住宅地	
	構造・規模	鉄筋コンクリート造・4階建て		木造・2階建て		木造・平屋（茅葺屋根）	
	建築面積	800㎡		150㎡		140㎡	
	延床面積	3,200㎡		280㎡		140㎡	
	敷地面積	2,000㎡		400㎡		1,500㎡	
	用途地域	商業地域		第1種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域	
	建ぺい率/容積率	80%/700%		40%/80%		60%/150%	
防火地域	防火地域		法22条区域		準防火地域		
建物用途	現状用途 (既存不適格)	事務所	用途変更した場合 商業施設	現状用途 (既存不適格)	住宅	用途変更した場合	集会所
	現状用途 (既存不適格)	住宅	用途変更した場合 集会所	現状用途 (既存不適格)	住宅	用途変更した場合	資料館
用途地域（法48条）	○	○	○	○	○ 一地域住民が使用する集会所に限る	○	○
階段・踊場の構造（令23条）	階段幅：110cm ○ →75cm以上必要	○ →140cm以上必要	階段幅：100cm ○ →75cm以上必要	○ →75cm以上必要	○ →75cm以上必要	階段なし -	-
構造強度（法20条・令36～80条の3）	× →耐震補強要	× 同左	× →耐震補強要	× 同左	× 同左	× →耐震補強要	× 同左
耐火建築物（法27条・法61条）	RG造、建具：スチールサッシ		-	-	-	-	-
	× →延焼のおそれのある部分の開口部に防火戸または防火設備（所定のサッシ等）が必要	× 同左					
防火区画（法36条・令112条）	× →たて穴区画の仕様が不適合	× 同左	-	-	-	-	-
外壁・軒裏の構造（法23～24条、法62条）	-	-	外壁：モルタル塗り		外壁：土壁、軒裏：木造		
			× →延焼のおそれのある部分の外壁は準防火性能としなければならない	× 同左	× 同左	× 同左	
屋根（法22条、法63条）	-	-	屋根：天然スレート葺き		屋根：茅葺き		
			○ →所定の防火性能を有する必要がある	○ 同左	○ 同左	× →所定の防火性能を有する必要がある	× 同左

建物用途	近代建築		西洋館		古民家		
	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	
	事務所	商業施設	住宅	集会所	住宅	資料館	
建築基準法関係	外壁の開口部 (法 63～65 条)	建具：スチールサッシ × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要	×	×	建具：木製 × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要	×	×
	2以上の避難階 段(令 121 条)	建物両側に階段有 ○	○	—	—	—	—
	避難階段の構 造(令 122 条)	—	階段室の仕上げは当時のまま 外階段の設置なし ×	×	×	—	—
	廊下の幅(令 123 条の 2)	廊下の幅：135cm ○ →120cm 以上必 要	○	同左	—	—	—
	物販店舗の避 難階段等の幅 (令 124 条)	—	階段幅 110cm×2 ヶ所 ×	×	×	—	—
	手すりの高さ (令 126 条)	屋上手すり高さ：90cm ×	×	×	バルコニー手すり高さ：100cm →110cm 以上必 要	×	×
	内装制限 (令 128 の 3 の 2～129 条)	一部当初(木製)の仕上げが残 っている ×	×	×	内部仕上げはほぼ当初のまま ×	×	×

【適用除外の検討を要することが想定される主な項目】

1) 階段

階段幅等は、用途変更等により必要な幅が不足する場合は想定されます。

階段部分は、容易に改修等に対応することは難しいため、安全性を確保した上で適用除外により対応することが、望ましいものとなります。

【代替措置による対応例】

・階段が2箇所にある場合には、それぞれの幅の合計を階段幅とみなす、など。

(・物販店舗における避難階段の幅については、避難安全検証法による適用除外規定も有り。)

2) 構造強度

構造強度等は、現行の耐震基準等に適合しない建物が多いものと推測されますが、一般的には耐震診断を実施し、その結果に基づいた耐震補強をすることが基本となります。

ただし、耐震診断の結果、外観や内部空間の意匠等が大きく損なわれるような耐震補強となってしまう場合には、他の方法によって耐力が確保されていることを確認しながら、柔軟な対応ができるように適用除外することが望ましいものとなります。

【代替措置による対応例】

- ・十分な構造耐力が確保されていることが、専門家による個別の評価などで確認できれば、一般的な工法によらない方法によって補強を行うことを可能とする、など。

### 3) 外壁

外壁等は、景観上保存すべき部分となった場合に、防火性等の必要とされる仕様を満たさない場合が想定されます。外壁の仕様を変えてしまった場合、大きく外観を損ねる可能性があるため、保存すべき部分については適用除外されることが望ましい部分になります。

【代替措置による対応例】

- ・敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえて、緩和等の措置を行う、など。

### 4) 屋根

市内全域が法 22 条区域に指定されているため、古民家等では茅葺や板葺等とすることができません。このため、代替措置によって防火性を確保するなどして、適用除外することなどが考えられます。

【代替措置による対応例】

- ・放水銃・ドレンチャー等の防火設備の設置などによる延焼等防止策を行う、など。

### 5) 開口部

スチールサッシや木製建具など、当初の建具が残っている場合、延焼のおそれのある部分では仕様を満たさず、取替が必要となります。このため、大きく外観を損ねる可能性があるため、安全性を確保した上で適用除外することが望まれる部分となります。

【代替措置による対応例】

- ・敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえた緩和等の措置、など。

### 6) 内装

内装制限がかかる部分では、木製の腰壁など、当初の仕上げ等が残っている場合、内装を変更する必要がでてきます。このため、内部保全をする部分を定め、その部分だけを適用除外することなどが考えられます。

【代替措置による対応例】

- ・その他の室との防火区画により、火災時の延焼等防止策を施す、など。

(・内装制限の一部は、避難安全検証法による適用除外規定も有り。)



## 5 今後の進め方（案）

『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」については、以下のスケジュールで具体化を図っていきます。

また、新たな制度、施策を踏まえた分野別、地区別などの具体的な推進方法等について、アクションプラン等として定めることを検討していきます。

平成 24 年度	・『歴史を生かしたまちづくり』の推進について（案）」のとりまとめ
平成 25 年度	・パブリックコメント等による市民意見募集 ・『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」の確定 ・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の条例化の手続き ・各施策の具体案検討 ・歴史を生かしたまちづくり要綱の改正案、アクションプラン等の検討、等
平成 26 年度以降	・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度」の施行 ・各施策の具体化、など

平成 24 年 12 月 17 日  
 建築・都市整備・道路委員会資料  
 都市整備局

## 「歴史を生かしたまちづくり」の新たな制度等の検討状況について

歴史的建造物を景観面から保全活用していくため、「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づく登録・認定制度を昭和 63 年から施行しています。

この制度によって、赤レンガ倉庫や横浜税関など、横浜の大きな魅力の 1 つである歴史的建造物の保全活用を進めてきましたが、一方で、旧横浜松坂屋本館など認定を解除せざるを得ない状況も起きています。

歴史的建造物の保全活用に関する市民の関心は高く、こうした状況も踏まえながら、「歴史を生かしたまちづくり」の今後の施策として、所有者が保全活用をよりいっそう進めやすくするための新たな制度等の検討を進めています。

### 1 検討状況

「歴史を生かしたまちづくり」の新たな制度等については、これまでの取組や課題を踏まえた検討を平成 23 年度から進めています。

検討については、横浜市都市美対策審議会（都市美審）と歴史的景観保全委員（歴史委員）に意見を聴きながら、新たな制度をはじめとする今後の施策について、「歴史を生かしたまちづくりの推進について」（素案）としてとりまとめています。

#### 【「歴史を生かしたまちづくりの推進について」（素案）の概要】

##### ■歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

- ・ 建築基準法への適合
- ・ 所有者支援
- ・ 市民協働
- ・ 歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開
- ・ 持続的な保全活用の推進

##### ■今後の施策

【基本方針】歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていく

- (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進
  - ・ (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の創設など
- (2) 市民とともに守り、活かす取組の推進
  - ・ 人材育成、活動支援など
- (3) 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進
  - ・ 歴史的建造物を活かした都市の魅力向上など

#### 【参考】都市美対策審議会等での検討状況

平成 23 年度	制度見直し検討の視点 (8 月：歴史委員) 見直し検討の方向性 (1 月：都市美審、3 月：歴史委員)
平成 24 年度	制度検討の方針 (6 月：歴史委員、7 月：都市美審) 素案について (11 月：都市美審、歴史委員)

## 2 (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の創設

### (1) 制度創設の背景と目的

歴史的建造物は、建築基準法の施行以前に建てられていることから、改修等を行う際に建築基準法に全てを適合させることが困難となっており、保全活用を進めるうえでの大きな課題となっています。

そこで、一定の条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、所有者による保全活用を支援するとともに、賑わいづくりなどによる都市の活性化へ寄与していくことを目指します。

### (2) 制度概要

対象は、魅力ある都市景観を創造するうえで特に重要な歴史的建造物で、外観保存と内部の一部保存等によって保全と活用を一体的に行うものとします。

保存活用計画の策定や所有者の同意を要件とし、現状変更を許可制とするもので、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(景観条例)を改正して創設します。

これにより、(仮称) 特定景観形成歴史的建造物で、建築基準法の第3条第1項第3号の規定に基づいて、建築審査会の同意を得て市が指定したものについては、建築基準法の適用除外を受けることが可能となります。

#### 【各制度概要】

	登 録	認 定	(仮称) 特定景観形成歴史的建造物
根 拠	歴史を生かしたまちづくり要綱		景観条例
保全範囲	外観 (部位指定なし)	外観 (部位指定あり)	外観および内部 (一部) (部位指定あり)
現状変更	通知	届出	許可
そ の 他	(助成なし)	(助成あり)	建築基準法の適用除外が可能 (助成等は今後検討)

#### 【参考】 建築基準法 (抜粋)

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一、二 略

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物 (次号において「保存建築物」という。) であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

四 略

## 3 今後の進め方

平成 24 年度

平成 25 年度以降

- ・「歴史を生かしたまちづくりの推進について」(案) のとりまとめ
- ・パブリックコメント等による市民意見募集
- ・「歴史を生かしたまちづくりの推進について」の確定
- ・「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度」の条例化の手続き
- ・各施策の具体案検討など

## ■ 『「歴史を生かしたまちづくり」の推進について』（素案）からの変更概要

- 1 「はじめに」の追加
- 2 件数等の時点修正
  - ・認定件数：平成 25 年 2 月末時点の件数（84 件→85 件）へ修正
  - ・歴史を生かしたまちづくりセミナー：回数（33 回→34 回）  
参加人数（約 3,800 人→約 4,000 人）
  - ・横濱新聞：号数（26 号→27 号）
- 3 課題についての項目整理
  - ・「2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題」のうち、「持続的な保全活用の推進」の項目順を変更（（1）→（5））
- 4 「3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について」の修正
  - ・【基本施策】「（1）制度拡充の推進 2）景観制度との連携」に登録・認定制度と新たな制度を両輪で運用する旨、追記
  - ・また、「（1）同 3）所有者支援制度の再構築」の技術的相談の記述に「災害時の対応方法などを含む」を追記
  - ・「持続的」という表現を基本施策（1）、（2）の文中に追記
  - ・「（3）歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」の項目を「1）ストックの活用による～」、「2）市民に身近な～」に項目順を変更（入れ替え）
- 5 「4 『（仮称）特定景観形成歴史的建造物制度』の景観制度への導入について」の修正
  - ・「（1）趣旨」を「（1）背景と目的」とし、文を修正
  - ・「制度の概要」と「建築基準法の適用除外」の順番の変更、等
- 6 「5 今後の進め方（案）」の修正
  - ・平成 24 年度分の時点修正
  - ・平成 25 年度分の追記
  - ・平成 26 年度以降の追記、等
- 7 その他全般的な字句修正
  - ・「です・ます」調への変更とこれに伴う字句修正
  - ・わかりやすい表現とするための字句修正、等



# 「歴史を生かしたまちづくりの推進について」(案) 概要

## 1 歴史を生かしたまちづくりの取組の現状

- ・登録 192 件、認定 85 件（平成 25 年 2 月末）
- ・外観保全工事等に対する助成の実施
- ・市街地環境設計制度での容積緩和等まちづくりとの連携
- ・都市公園事業等、市が取得して保全活用を推進
- ・広報普及の展開や、専門家等との協働
- ・ライトアップなどによる魅力づくり、など

### 【まとめ（特徴など）】

- ・柔軟な手法による保全活用と高い水準の所有者支援
- ・専門家との協働と広報普及による市民理解の向上
- ・まちづくりや公共施設整備との連携による保全活用

横浜独自の認定制度をはじめ様々な取組によって、他都市と比べても歴史的建造物の保全活用を推進

## 2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

### ■ 建築基準法への適合

- ・所有者の実状に応じて、外観保全を基本としながら建築基準法の適用除外によって内部の活用が進めやすくなるような新たな制度の導入

### ■ 所有者支援

- ・所有者の期待が高い助成制度を、新たな制度導入や財政状況等を踏まえた見直しを行いながら維持していくこと
- ・日常的な維持管理などへのきめ細かい支援や、今後の相続への対応

### ■ 市民協働による歴史を生かしたまちづくり

- ・市民理解の向上等を背景にした、市民による活動の活性化、団体間の連携、人材育成などの施策導入や、推進基盤（組織・財源等）の確立

### ■ 歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開

- ・文化的、観光的資源である歴史的建造物の魅力アップや活用による都市の活性化への寄与
- ・地域などでのまちづくりの様々な場面で歴史を生かしたまちづくりが展開できるような環境整備

### ■ 持続的な保全活用の推進

- ・認定解除事例や、将来にわたって保全活用したい所有者の意向なども踏まえた、法的担保性の向上によって持続的な保全活用が可能な制度の導入
- ・所有者と使い手の結びつけや、トラスト組織などによる取得の仕組みなどの検討
- ・所有者と保全活用に合意していない重要な歴史的建造物への継続的な働きかけ

## 3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について

【基本方針】 『歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていきます。』

### 【基本方針（1）】

所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

### 【基本方針（2）】

市民とともに守り、活かす取組の推進

### 【基本方針（3）】

歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

### 【基本施策】

#### （1）「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度」の創設

- ・保全と活用を両立しながら、魅力ある都市景観の創造、賑わいづくりなどへ寄与していくため、建築基準法の適用除外が可能となる制度を創設

#### （2）景観制度との連携

- ・景観法に基づく「景観重要建造物制度」の活用、など

#### （3）所有者支援制度の再構築

- ・新たな制度導入などを踏まえた助成制度の体系的な見直し
- ・日常的な維持管理などへのきめ細かい支援の導入
- ・コーディネーターの派遣制度の創設、など

### 【基本施策】

#### （1）市民による取組の推進

- ・人材育成の推進
- ・調査・維持管理などのボランティア制度のモデル的導入
- ・活動支援の仕組みの検討、など

#### （2）市民協働の基盤の確立へ向けた取組

- ・様々な活動の相乗効果を図る団体間の連携組織創設の検討
- ・寄附が可能なファンドなどによる財源確保の方法の検討

#### （3）トラスト的手法による保全活用の検討

- ・相続時の寄附や借上げなどによる保全活用を可能とするトラスト等の仕組みの検討、など

### 【基本施策】

#### （1）ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開

- ・これまでの取組の蓄積を都市の活性化などに結び付けていく関係部署や所有者等が連携した活用方策の検討や PR 等の推進
- ・歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策の検討

#### （2）市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・区役所や学校との連携による広報普及の取組強化
- ・ガイドブックの作成などによる、歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境整備の推進

### ■ (仮称) 特定景観形成歴史的建造物（特定建造物制度）の導入について

歴史的建造物の保全活用にあたり、一定の条件のもとで建築基準法の適用除外を可能とすることによって、所有者による保全活用を支援するとともに、賑わいづくりなどによる都市の活性化へ寄与していくことを目指し、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」を改正して創設

#### ● 対象

登録・認定歴史的建造物等のうち、魅力ある都市景観を創造するうえで特に重要なもので、外観保存と内部の一部保存等によって保全活用を一体的に行うもの

#### ● 制度の概要

ア 指定にあたっては、都市美対策審議会、歴史的景観保全委員の意見を聴くとともに、所有者の同意を得る。

イ 指定にあたっては、保存活用計画を策定

ウ 所有者は保存活用計画に沿った建造物の管理を行うとともに、現状変更等にあたっては事前に市長の許可が必要、など

#### ● 建築基準法の適用除外

建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、建築審査会の同意を得て、市が指定したものについては、適用除外を受けることが可能

## 4 今後の進め方(案)

### 【新たな制度の制度導入等のスケジュール】

- 平成 25 年度 パブリックコメント等の市民意見募集  
特定建造物制度の条例化の手続き  
各施策の具体案検討、など
- 平成 26 年度 特定建造物制度の施行  
各施策の具体化、など



## 『(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン』の検討について

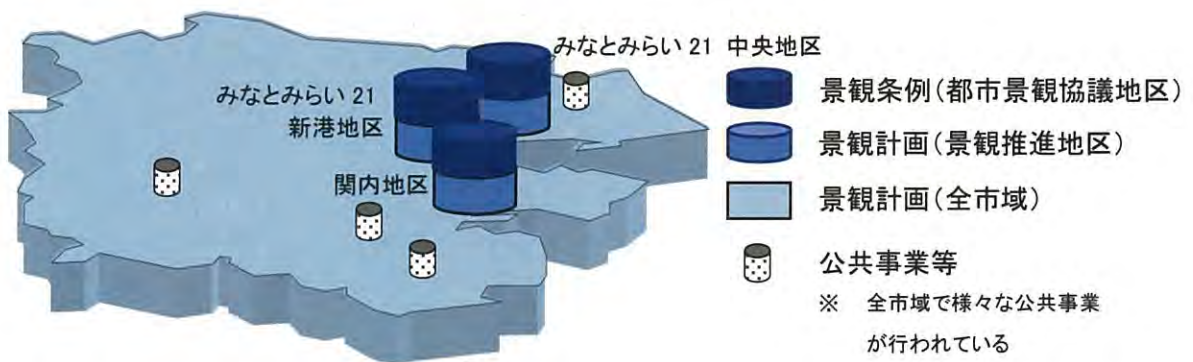
## 1 公共事業の景観形成の現状

現在、横浜市では、全市域にかかる横浜市景観計画と、横浜の顔となるような地区では、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（以下、景観条例。）」に基づき、きめの細かい景観形成に取り組んでいます（都市景観協議地区）。

景観づくりの羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」には、景観形成に関する行政の取組として、公共施設のデザイン調整が掲げられています。

また、23年6月には、国土交通省から『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』の策定についての通知があり、公共事業の積極的な景観形成が求められています。

これらの状況を踏まえて、横浜市では、地区の特性に合った公共事業の景観誘導のルールづくりについて、『(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン』を策定します。



## 2 検討の視点

- ・ガイドラインは事業を行う担当者やコンサルタント等が自主的に事業内容を確認するための資料として利用します。
- ・ガイドラインには参考となる写真等を多く用い、また配慮事項を事業段階や施設種別ごとにチェックシートにまとめることで、事業担当者が使いやすい構成とします。
- ・各事業の実施にあたっては、事業の規模等に関わらず必要に応じて都市デザイン室が外観意匠等の調整を行います。
- ・景観形成上重要な公共施設等については、景観法に基づく「景観重要公共施設」や「景観重要建造物」への指定を目指し、ガイドラインに沿った計画とします。

## 3 運用までのスケジュール（予定）

平成 24 年度 策定に向けた検討、庁内調整

平成 25 年度 庁内調整、ガイドライン策定

1 景観ガイドライン策定の考え方について

- ◆横浜市景観ビジョンや景観計画等の関連計画、国土交通省の景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」、県の「公共事業における景観づくりの手引き」及び既存のガイドライン等の内容を踏まえ、国、県、市が市内で実施する公共事業における景観形成の指針とします。
- ◆今後のスケジュールについて (予定)
  - 平成 24 年度 ガイドラインの素案策定、各事業局との調整
  - 平成 25 年度 ガイドラインの策定

2 景観ガイドラインの構成 (案)

第 1 章 はじめに

【第 1 章の概要】

- ・ガイドライン策定の目的、位置付け、対象施設、対象者等を明確にするために、各項目を整理します。
- ・本市では、景観法に基づく公共施設 (道路、公園等) の整備に加え、公共建築物の整備についてもガイドラインの対象とします。
- ・景観法に基づく『景観重要公共施設』及びその指定を目指す公共施設等については、本ガイドラインに沿って計画、設計、管理等を行います。また、それ以外の公共施設等についても事業担当がガイドライン (チェックシート) を活用します。検討の過程で必要に応じて、都市デザイン室が景観に関する内容について支援します。

- 1 策定の目的
- 2 ガイドラインの位置付け
- 3 対象施設 (道路、公園・緑地、河川・水路、橋梁、港湾、公共建築物 等)
- 4 対象者 (主に横浜市内で「公共施設等を整備する事業担当」、「設計・施工者」等)
- 5 利用時期 (「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」)
- 6 ガイドラインの活用方法

第 2 章 公共事業の景観形成の考え方

【第 2 章の概要】

- ・市のこれまでの景観施策や関連計画 (横浜市景観ビジョン、横浜市景観計画等) も踏まえ、公共施設等が果たすべき役割や景観形成の理念、目標等を示します。
- ・更に、市内で公共施設等の景観形成を検討していく上で留意すべき市の景観特性を示します。

- 1 公共施設等が果たすべき基本的な役割
- 2 公共施設等の景観形成の基本理念と目標
- 3 景観形成のための体制構築  
(市民・行政・専門家等の連携・協働、景観担当部局等との連携・協働、プロポーザルの活用等)
- 4 地区ごとの景観特性
  - (1) 地区ごとの個性を生かした景観魅力づくり
    - ア 駅前・駅周辺 イ 高密度な既成市街地 . . .
  - (2) 横浜の景観の多様性を感じられる特徴的な地区
    - ア 臨海工業・物流地区 イ まとまった樹林地・農地・大規模公園等 . . .

第 3 章 公共施設等における景観形成に向けての留意点・デザイン手法

【第 3 章の概要】

- ・公共施設等の「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階で配慮すべき内容や工夫できる点等を示します。
- ・横浜市内外の事例に関する写真やコメントを多く掲載し、事業担当が景観形成に関する手法や配慮すべき点等について具体的にイメージしやすい構成とします。
- ・本章で示した景観形成に向けての留意点・デザイン手法を『チェックシート』にまとめ、各事業担当が検討を進めていく際に活用できるように示します。
- ・チェックシートについては公共施設等の「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階での景観形成の考え方が踏襲できるような構成とします。
- ・既存ガイドライン等との整合や施設管理台帳との整合・連携に配慮した内容とします。

- 1 施設ごとの景観形成の進め方
  - (1) 道路 (基本的考え方、景観設計の進め方、配慮事項等)
    - ア 構想・計画段階 イ 設計・施工段階 ウ 維持・管理段階
  - (2) 公共建築物 (基本的考え方、景観設計の進め方、配慮事項等)
    - ア 構想・計画段階 イ 設計・施工段階 ウ 維持・管理段階
- 2 景観形成配慮事項チェックシート
  - (1) チェックシートの活用方法
  - (2) 景観形成配慮事項チェックシート

第 4 章 景観施策への対応と手続きの流れ

【第 4 章の概要】

- ・公共事業を実施するにあたって関連する手続きを示します。

- 1 景観施策に関連した手続き
  - (1) 景観重要公共施設  
(景観重要公共施設を新たに指定する際には、あらかじめ都市美審の意見を聞いたうえで当該施設を指定する)
  - (2) 景観重要建造物  
(チェックシートを活用し、重要な案件については必要に応じて都市美審の意見を聞いたうえで事業を実施する)
  - (3) 景観推進地区・都市景観協議地区内で公共事業を行う際の手続き  
(条例に基づく「特定都市景観形成行為」を行う際には、あらかじめ都市美審の意見を聞いたうえで協議事項及び協議の方針を定める)
  - (4) その他  
(チェックシートを活用し、重要な案件については必要に応じて都市美審の意見を聞いたうえで事業を実施する)
- 2 事業を行う際の景観形成に関する手続きフロー  
(上記の手続き内容を 1 つのフローにまとめて表記)
- 3 関連資料  
(景観計画、景観条例、既存ガイドライン、各様式、用語解説等)



# (仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン(案)【抜粋】

## 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. ガイドライン策定の目的.....	1
2. ガイドラインの位置付け.....	2
3. ガイドラインの対象施設.....	2
4. 対象者.....	2
5. 利用時期.....	3
6. ガイドラインの構成.....	3
7. 用語の定義.....	4
<b>第2章 公共施設等の景観形成の考え方</b> .....	<b>5</b>
1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割.....	5
2. 公共施設等の景観形成の基本理念と目標.....	5
2-1. 基本理念.....	5
2-2. 基本的な考え方.....	6
3. 景観形成のための体制構築.....	6
4. 横浜市の景観特性.....	7
4-1. 地区ごとの景観特性.....	7
4-2. 横浜の景観の多様性を感じることでできる特徴的な地区の景観特性.....	8
4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性.....	9
4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性.....	10
<b>第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法</b> .....	<b>12</b>
1. 段階別の景観形成の進め方.....	12
1-1. 構想・計画段階.....	12
1-2. 設計・施工段階.....	14
1-3. 維持・管理段階.....	27
1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例.....	28
2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	29
2-1. チェックシートの活用方法.....	29
2-2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	30



第4章 景観施策への対応と手続きの流れ.....	46
1. 景観施策に関連した手続き.....	46
1-1. 景観上重要な公共施設.....	46
1-2. 景観上重要な公共建築物.....	47
1-3. 都市景観協議地区（景観推進地区）内で実施する公共施設等.....	47
1-4. その他の公共施設等.....	47
2. 事業実施における景観形成に関する検討フロー.....	48
3. 景観形成に関連するその他資料.....	49

# 第1章 はじめに

## 1. ガイドライン策定の目的

横浜市では、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み形成が行われてきた。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街づくりが行われてきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成18年に市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「横浜市景観ビジョン」（以下、「景観ビジョン」とします）を策定し、更に、平成21年には景観法に基づく「横浜市景観計画」（以下、「景観計画」とします）を策定しました。景観計画では、市全域の開発行為に対する行為の制限や関内地区、みなとみらい21地区の景観形成を推進していくべき地区別の行為の制限等を示し、主に民間施設を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んでいます。

一方、景観は、商業地や住宅地などに広がる民間建築物や周辺の自然環境とともに、道路、公園、河川、橋梁、公共建築物等といった公共施設等についても重要な構成要素となっています。特に、公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

市では、こうした公共施設等の景観形成についても関内地区やみなとみらい21等の都心部の地区で積極的に推進してきました。一方で、市全域に渡る公共施設等の景観形成は、個々の事業規模や周辺環境等に応じた検討となっており、一貫性や周辺景観との調和を欠く事例も見られます。

このため、「横浜らしさ」を感じることのできる公共施設等の景観形成を推進していくために、公共施設等に携わる人がどのような視点から取り組み、どのような景観配慮を実施すべきかをまとめた「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」（以下、「ガイドライン」とします）を策定します。

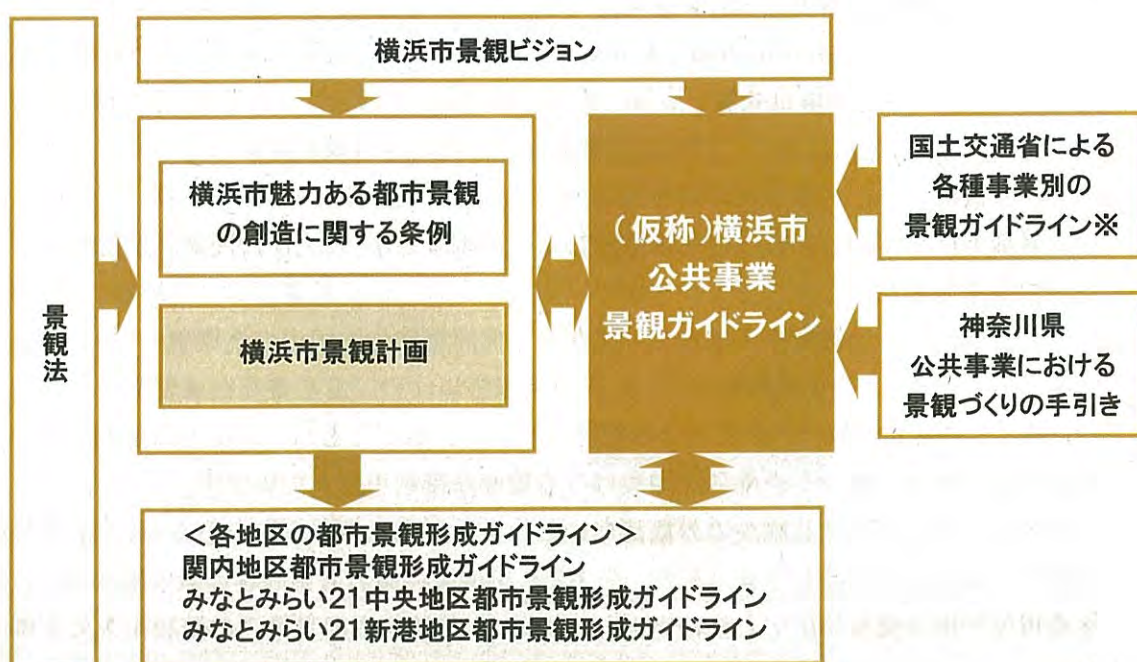
公共施設等の景観形成は、各事業担当者等がガイドラインを用いて自主的に取り組んでいくとともに、景観担当部局との連携や、横浜市都市美対策審議会等への意見聴取を行うことにより、魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。



## 2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくために、市をはじめ国や神奈川県が実施する公共事業の景観形成の指針として策定したもので、景観ビジョンや景観計画と一体となって景観づくりを推進するものです。

ガイドラインは、景観ビジョンを踏まえるとともに、景観計画や都市景観協議地区（以下、「景観協議地区」とします）の都市景観形成ガイドライン等との連携を図ります。更に、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや神奈川県公共事業における景観づくりの手引きとの整合を図ります。



## 3. ガイドラインの対象施設

ガイドラインは市内で行う全ての公共施設等の整備を対象とし、主に以下に示す、6つの公共施設等についてまとめています。



## 4. 対象者

主として、市内で「公共施設等を整備する行政担当者」及びコンサルタント等の「設計・施工者」を対象とします。

また、市民や民間事業者についても有効に活用してもらい、魅力ある景観形成を推進していきます。



## 5. 利用時期

公共事業は、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で複数の担当者が関わるため、それぞれに景観配慮について検討を実施することが重要です。

このため、ガイドラインは、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で活用していくものとします。

## 6. ガイドラインの構成

ガイドラインは以下の構成となっています。

### 第1章 はじめに

p. 1

ガイドラインの策定目的、位置付け、対象施設、対象者、利用時期といったガイドラインの基本的事項を整理しています。

### 第2章 公共施設等の景観形成の考え方

p. 5

公共施設等の景観形成を進めていく上での手がかかりや抑えておくべき景観形成の考え方として、公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念と目標、横浜市の景観特性を整理しています。

### 第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法

p. 12

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。また、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等を取りまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートを整理しています。

構想・計画段階		p. 12
設計・施工段階	道路	p. 14
	橋梁	p. 17
	河川・水路	p. 18
	港湾・漁港	p. 20
	公園・緑地	p. 22
	公共建築物	p. 24
維持・管理段階		p. 27
その他の公共施設等の景観配慮事例		p. 28
景観形成配慮事項チェックシート		p. 29

### 第4章 景観施策への対応と手続きの流れ

p. 44

公共事業を実施するにあたって、景観形成の検討の流れや、庁内及び関係機関との手続きについて整理しています。

## 7. 用語の定義

---

### ●公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業の内、景観法第8条第4項ハに掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

### ●公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめ、学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

### ●公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設



## 第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 【抜粋】

### 1-2. 設計・施工段階

#### 1-2-1. 道路

##### (1) 基本的な考え方

道路は、大勢の人々の往来や物の物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っており、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設となっています。

このため、道路の整備を行う際には、周囲の景観との調和に配慮しながら、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行うことが必要です。

##### (2) 留意点・デザイン手法

###### 【道路線形】

- 地形の変更を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。
- 周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。
- 歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。

###### 【舗装】

- 安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、地域特性や周辺景観との調和に配慮する。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。
- ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。



■周辺の自然を生かした道路線形となっています（横浜市都筑区）



■落ち着いた色調の歩道のパターンを組み合わせることで街並みのアクセントとなっています（横浜市都筑区）



■自転車レーンに落ち着いた青色を使用するとともに、塗装部分を必要最小限に抑えています（横浜市西区）



### 【緑化】

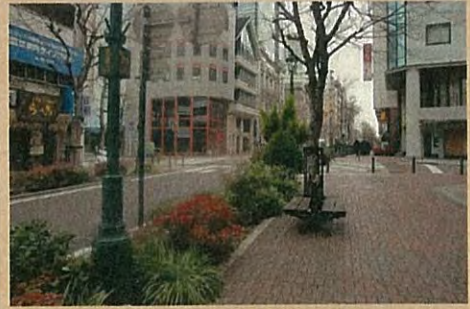
- 地域特性を考慮した街路樹や花壇等を設置し、連続性や潤いを感じることでできる空間を演出する。
- 良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。
- 街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性等に配慮する。
- 地区の骨格を成す道路等では、並木等によるビスタ景観を形成する。

### 【法面・擁壁】

- 法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
- 法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないように配慮する。
- 法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。

### 【トンネル】

- 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
- 坑口部壁面は、周辺の自然景観との調和した素材、意匠となるよう配慮する。



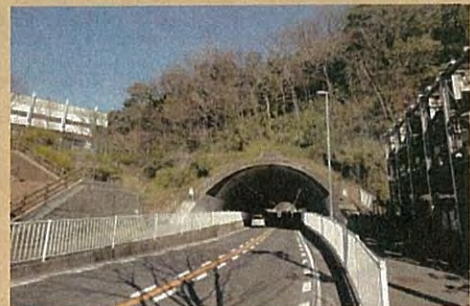
■ 植栽帯に植えられた花が、まちなみに彩りと安らぎを添えています（横浜市中区）



■ 成長した街路樹によりビスタ景観を形成しているとともに、沿道の建築物を遮り、まちなみを潤い豊かにしています（横浜市中区）



■ 道路際の擁壁が植栽ブロックであるため、圧迫感や威圧感を軽減するとともに、潤いを創出しています（東京都町田市）



■ 坑口部壁面のコンクリート面を少なくすることで、緑豊かな印象を与えています（横浜市金沢区）



### 【道路付属物・占用物】

- 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。
- 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。
- ベンチ、ゴミ箱、彫刻等のストリートファニチャーは、配置、形態・意匠及び色彩が周辺景観との調和に配慮する。
- 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。
- 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。

### 【高架橋・歩道橋】

- 市街地や観光地等で景観に配慮すべき地域では、周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。



■シンプルな形態意匠が周囲の景観を阻害せず、調和しています（横浜市中区）



■街路樹の間に木製のベンチを設置されており、ゆとりのある空間を創出しています（横浜市中区）



■彩度を抑えた色彩を用いることで、周囲の景観を阻害することなく調和しています（横浜市中区）



## 2. 景観形成配慮事項チェックシート【抜粋】

設計・施工段階／道路		記入年月日	年
		月 日	
		チェック担当者	:
景観形成の目標 ・方針			
留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容	
<b>道路線形</b>			
<input type="checkbox"/>	地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。		
<input type="checkbox"/>	周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。		
<input type="checkbox"/>	歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。		
<b>舗装</b>			
<input type="checkbox"/>	安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、地域特性や周辺景観との調和に配慮する。		
<input type="checkbox"/>	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。		
<input type="checkbox"/>	ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。		
<b>緑化</b>			
<input type="checkbox"/>	地域特性を考慮した街路樹や花壇等を設置し、連続性や潤いを感じることのできる空間を演出する。		
<input type="checkbox"/>	良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。		
<input type="checkbox"/>	街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性等に配慮する。		
<input type="checkbox"/>	地区の骨格を成す道路等では、並木等によるビスタ景観を形成する。		
<b>法面・擁壁</b>			
<input type="checkbox"/>	法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。		
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないように配慮する。		
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。		
<b>トンネル</b>			
<input type="checkbox"/>	周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。		
<input type="checkbox"/>	坑口部壁面は、周辺の自然景観との調和した素材、意匠となるよう配慮する。		



留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
<b>道路付属物・占用物</b>		
<input type="checkbox"/>	防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。	
<input type="checkbox"/>	街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	ベンチ、ゴミ箱、彫刻等のストリートファニチャーは、配置、形態・意匠及び色彩が周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。	
<b>高架橋・歩道橋</b>		
<input type="checkbox"/>	市街地や観光地等で景観に配慮すべき地域では、周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。	

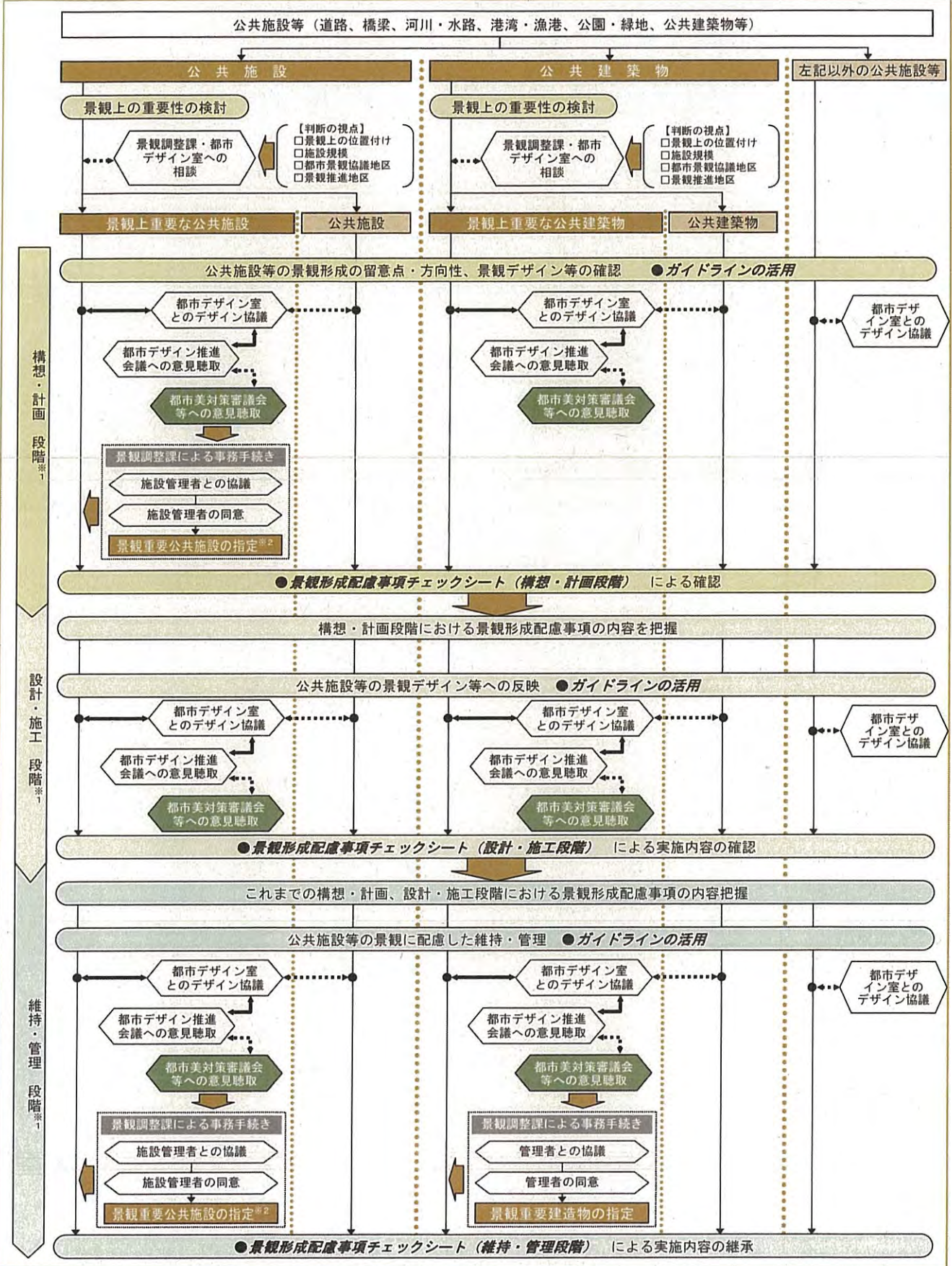
**【その他配慮事項】**

**【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】**



(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン 運用フロー

凡例： 施設整備の担当者が実施・確認する事項 関係機関等との調整・協議事項 基本的に実施 必要に応じて実施



※1：段階別の確認フローとなっており、公共施設等の事業段階に応じた段階からの活用を行うものとします。  
 ※2：景観重要公共施設は、「構想・計画段階」、「維持・管理段階」のいずれかの段階で検討・指定を行います。

## 『(仮称) 美しい港の景観形成計画』の検討について

## 1 これまでの経緯

平成 21 年度	◇横浜市インナーハーバー検討委員会より、「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」提言書が林市長に提出される (3 月)
平成 22 年度	◇インナーハーバー地区の都市づくりの取組について、各事業における概ね 10 年の中長期戦略や、先行的に推進する向こう 4 か年の取組をまとめた『中期的取組方針』を取りまとめ (3 月)
平成 23 年度	◇関係局が協力連携し取組を進めるため、副市長を会長とする『横浜市美港推進連絡調整会議』を設置 (11 月) ◇横浜駅周辺を含む都心臨海部が、「横浜都心・臨海地域」特定都市再生緊急整備地域に指定されるとともに、横浜都心部の一部が、「国際戦略総合特区」の対象地域に指定される (1 月)

横浜市において、臨海部の景観は関内やみなとみらい、山手といった特徴的な地区をはじめとして工業地区や物流地区など、様々な景観要素を有する重要な景観の一つです。また、『エキサイトよこはま 22 (横浜駅周辺大改造計画)』の取組や、既存ふ頭の土地利用転換が検討されるなど、インナーハーバーエリアの景観は今後大きく変化していく可能性があります。

これらの状況を踏まえて、横浜市では、今後のインナーハーバーエリアにおける景観形成の考え方を示す『(仮称) 美しい港の景観形成計画』の検討を行っています。

今後、平成 25 年度に改訂予定の港湾計画や、検討を進める『都心臨海部再生マスタープラン』とも調整を図ったうえで、策定をめざします。

## 2 検討のスケジュール

平成 23 年度	<課題検討基礎調査> ◇現地調査や他の港湾都市との比較検討、港湾が有する様々な機能における魅力や美しさの要素の抽出、課題整理等
平成 24 年度	<計画の基本的考え方検討>・・・美しい港の景観形成の基本的な考え方をまとめます。 ◇横浜港における景観要素の抽出や景観シミュレーションなどを行い、計画の基本的な考え方を検討
平成 25 年度	<計画策定>・・・横浜港の美しい港の景観について、景観形成の基本的な構想としてまとめます。 ◇『(仮称) 美しい港の景観形成計画』を策定

# 【美しい港の景観形成に関する基本的な考え方】

## まちづくりの実績・検証

### これまでの検討

#### 〈他の港湾（美港）との比較〉

- ◇他の港湾都市と横浜港について、美港の特徴・地形や土地利用、緑地、景観のルール等を比較検討
- ・世界の美港  
(リオデジャネイロ、シドニー、ナポリ、サンフランシスコ、ピクトリア)
- ・日本三大美港（長崎、神戸、清水）等

#### 〈景観要素の抽出・眺望点の設定〉

- ◇横浜港における「美港」を形成する要素の抽出  
(山手の緑、ベイブリッジ、ランドマークタワー 等)
- ◇既存の視点場（眺望点）からの眺望や、新たな眺望点の設定による検討  
(山下公園、港の見える丘公園、船上の視点 等)

#### 〈既存制度の整理〉

- ◇これまでに実施してきた臨海部における景観形成に関する取組・制度の検証
- ・山手地区景観風致保全要綱
- ・みなと色彩計画
- ・関内地区都市景観形成ガイドライン 等

#### 〈景観シミュレーションの実施〉

- ◇新たな眺望点、魅力ある景観を選定しシミュレーションを実施
- ・船上からの視点に関する検討
- ・倉庫群の色彩に関する検討
- ・山下ふ頭の開発動向を想定した建物高さの検討 等

## 横浜港の魅力を形成する主なキーワード

### 【横浜港の地形的・構造的特徴】

- ①全体としてなだらかな地形  
(港の見える丘公園：海拔38m)
- ②リング状の都市構造  
(ベイブリッジの内側約1200haの水域及びその周辺)
- ③都市景観の背景となる山手の緑  
(山手地区景観風致保全要綱、風致地区 等)
- ④眺望点が複数存在することによる多様な関係性  
(大さん橋、赤レンガ倉庫、港の見える丘公園、客船 等)
- ⑤港湾を象徴する工作物や船舶等  
(ハンマーヘッドクレーン、大型客船、ふ頭の建造物 等)
- ⑥歴史的建造物や土木遺産の積極的な活用による歴史的景観の保全  
(三塔、赤レンガ倉庫、石積み護岸の復元 等)
- ⑦一般市民が水際に近づける空間が広い  
(水際の公園・緑地整備 等)
- ⑧横浜をイメージさせるシンボリックな建築物等  
(ベイブリッジ、ランドマークタワー、マリントワー 等)
- ⑨都市から海へと向かう軸線  
(日本大通り、大通公園などの軸線、MM新港地区の都市軸 等)
- ⑩水際線に沿って形成されたウォーターフロントの軸線  
(山下公園～象の鼻～臨港パーク)
- ⑪海から見られることを想定した、広域を対象とした臨海部の緩やかな色彩誘導  
(みなと色彩計画 等)
- ⑫長期的な構想に基づく都市づくりのデザイン  
(みなとみらい21地区整備構想、エキサイトよこはま22 等)
- ⑬地区の特性や歴史を反映した色彩誘導  
(みなと色彩計画、関内地区都市景観形成ガイドライン 等)
- ⑭陸から海にかけて徐々に低くなるスカイライン  
(景観計画や地区計画等による建物高さのコントロール)
- ⑮地区ごとに特徴づけされた建物高さ  
(MM中央地区と新港地区の対比、ポートサイド地区 等)
- ⑯一体的に整備された公共サインやストリートファニチャー  
(歩行者導線の誘導、公共空間のデザイン 等)
- ⑰眺望点からの眺望を確保するための建物高さ規制  
(山手地区景観風致保全要綱、新山下地区地区計画 等)
- ⑱地区のシンボルとなる施設への見通し景観の確保  
(赤レンガ倉庫、日本郵船歴史博物館等への通景の確保 等)
- ⑲夜景の演出  
(スマートイルミネーション、歴史的建造物のライトアップ 等)
- ⑳祭りやイベントの賑わい  
(花火大会、トライアスロン 等)

【まちづくりとして取り組んできた内容】

## 景観形成のテーマ

- I：水際空間の連続性を大切にする  
① ② ⑩ ⑪ ⑯…
- II：眺望点からの景観を意識し、魅力ある景観をつくる  
③ ④ ⑤ ⑪ ⑬…
- III：水際空間を魅力的にする  
⑦ ⑩ ⑯ ⑳…
- IV：眺望点を大切にする  
① ③ ④ ⑦…
- V：新しい都市と歴史あるまちなみの景観をいかす  
⑧ ⑫ ⑮ ⑰ ⑱…
- VI：市民が港を感じ、近づける空間を増やす  
⑤ ⑦ ⑨ ⑱ ⑳…
- VII：港を形成する多彩な景観要素を守り、つくりだす  
⑥ ⑭ ⑮ ⑱ ⑲…
- VIII：地区ごとの特徴に応じた景観をつくる  
① ② ⑨ ⑫ ⑱…

## 3つの視点

〈視点1〉  
リング状の港の構造を生かした景観の形成

〈視点2〉  
誰もが美しいさを感じる景観の形成

〈視点3〉  
横浜らしい特徴的な景観の形成

## 目標像

横浜港の多様多彩な美しい都市の景観

### 【今後の展開】

- ◇ 山下ふ頭の検討への反映
- ◇ 景観ガイドライン改定等への整合
- ◇ 都心臨海部再生マスタープランとの調整検討
- ◇ みなと色彩計画への整合 等



# インナーハーバーエリア現況図

海上から眺めるMM21地区の景観



ランドマークタワーからのインナーハーバー全景を望む



臨港パークの親水護岸



MM21地区の夜景



象の鼻からMM21地区を望む景観



臨港線フロムナード上からの景観



マリンタワー上からの景観



## 図面凡例

- 俯瞰景観眺望点 (BE)
- シークエンス景観眺望点 (SQ)
- パノラマ景観眺望点 (PV)
- ビスタ景観眺望点 (VV)
- 海上景観眺望点 (SP)
- 代表的な景観シンボル
- 景観上強く視認される建築物
- 美港景観上重要な歴史的資源





(仮称)横浜都市デザインビジョン (案) 概要

横浜市では1971年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきている。一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められている。今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさや活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要がある。

●都市デザインの目標

横浜の都市デザインは、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の7つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。今後も、7つの目標とともに都市デザイン活動に取り組んでいく。

(都市デザインの7つの目標)

- 1 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
2 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にす。
3 地域の歴史的、文化的資産を大切にす。
4 オープンスペースや緑を豊かにす。
5 海、川などの水辺空間を大切にす。
6 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
7 形態的、視覚的美しさを求める。

●都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

- 都心部の骨格をつくる都市デザイン
●既成市街地の都市デザイン
●都心周辺・郊外区のまちづくり
●公共空間の都市デザイン
●歴史を生かしたまちづくり
●都市デザインのしくみづくり
●都市デザインの交流・発信
●クリエイティブシティ
●市民参加・市民協働のまちづくり

●都市をとりまく状況

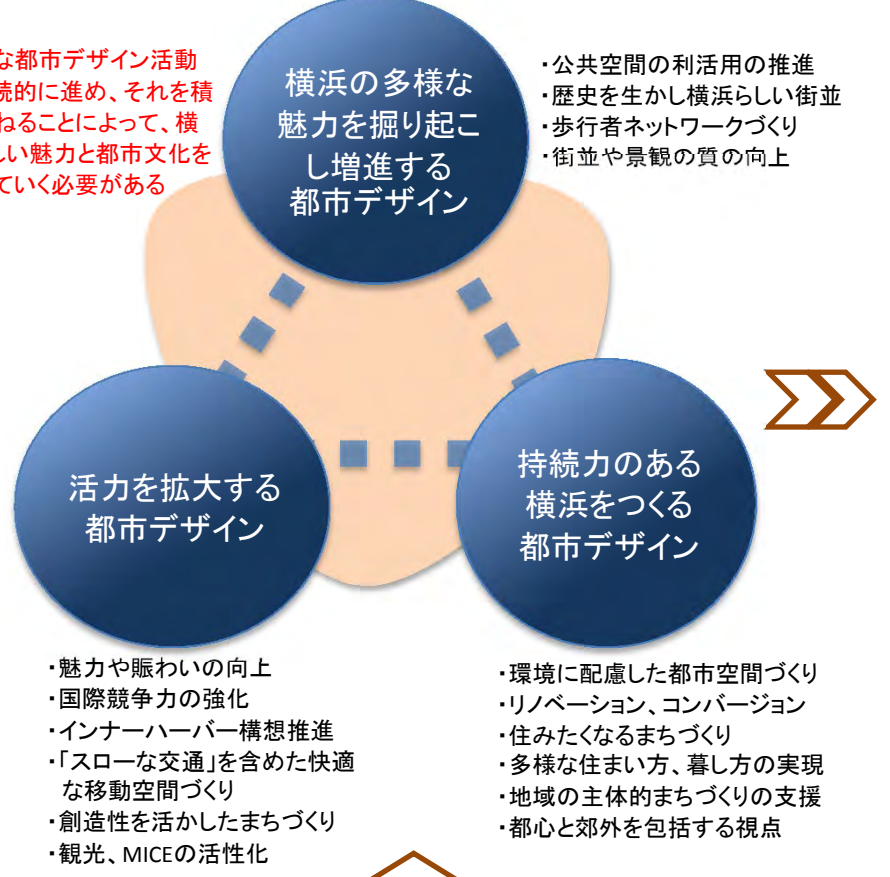
- ・人口減少、少子高齢化の進行、世帯規模の縮小
・安全・安心への関心の高まり
・環境やエネルギーへの関心の高まり
・低炭素社会への移行
・都市の個性や魅力などの都市間競争の激化

●横浜市をとりまく状況

- ・市外へ依存する就業機会、就業者の減少
・更新時期を迎える都市機能
・魅力的な景観、街並の保全活用
・文化的・創造的な魅力の向上

●都市デザイン活動の視点

多様な都市デザイン活動を継続的に進め、それを積み重ねることによって、横浜らしい魅力と都市文化を高めていく必要がある



- ・魅力や賑わいの向上
・国際競争力の強化
・インナーハーバー構想推進
・「スローな交通」を含めた快適な移動空間づくり
・創造性を活かしたまちづくり
・観光、MICEの活性化

- ・公共空間の利活用の推進
・歴史を生かし横浜らしい街並
・歩行者ネットワークづくり
・街並や景観の質の向上
・環境に配慮した都市空間づくり
・リノベーション、コンバージョン
・住みたくなるまちづくり
・多様な住まい方、暮らし方の実現
・地域の主体的まちづくりの支援
・都心と郊外を包括する視点

●都市デザイン活動のとりくみ方

- 1 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする
2 地域のあるべき姿や将来像を明確に示して、関係者と議論しながらまちづくりをすすめる
3 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する
4 民間事業者や地域の団体などが行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる
5 先導的な「モデル」プロジェクトや事業に取り組み、都市デザイン活動を牽引していく
6 都市デザイン活動の交流・発信、担い手の育成等とともに、市民の参画を促していく

●今後の展開

- 1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る
□6大事業に代わる都市づくりの長期ビジョンを作成する
□海を中心とした活力あるリング状の都心像を描き実現していく
□環境、交通、交流、産業、生活など具体的取組みを専門家や関係機関、市民と連携し進めていく

- 5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る
□少子高齢化などの変化に対応した横浜らしい住まい方の研究を進める
□自然や農との共生などの研究を進める
□エリアマネジメント組織との連携による自律したまちづくりを支援する

- 2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する
□公共事業の景観誘導ガイドラインを作成する
□都心部での利用状況の変化をにらんだ美しい港の景観づくりを進める
□景観制度のさらなる充実を図る
□郊外部での自然や地域資源を活かした景観形成を進める

- 6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する
□既存市街地における環境に配慮した再生型まちづくりを進める
□道路や廃線跡地などの公共空間の活用による緑ある都市空間の創造を図る
□生物多様性に配慮した都心部での緑の創出による郊外部との水と緑のネットワークのさらなる充実を図る

- 3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る
□「歴史を生かしたまちづくり」制度のさらなる充実を図る
□歴史的建造物を核としたまちづくりのさらなる展開を図る
□戦後建築等、新たな歴史的資源について調査検討を行う

- 7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する
□駅の再整備等の際、歩行者や環境にやさしい交通ネットワークづくりを進める
□歩行者や自転車などスローな交通のネットワークについて研究を進める

- 4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する
□創造性を活かすまちづくりによる横浜の個性づくりを進める
□戦後建築などの利活用による賑わいづくりについて研究を進める
□公共空間を利用した賑わいのある楽しい都市空間の創造を進める

- 8. 都市デザイン活動の裾野を広げる
□様々な分野との連携を積極的に進め、行政内部の強化を図る
□周辺や隣接する都市と連携を進める
□次世代の都市デザイン活動の担い手を育成する
□アジアを含む他都市との連携強化

今後の都市デザイン活動を推進する仕組み

(仮称)横浜都市デザインビジョン (案)



## [Ⅰ] 都市デザイン活動の推進にあたって

1. 都市デザインの目標
2. 横浜の都市デザイン活動の実績
  - 2.1 都心部の骨格をつくる都市デザイン
  - 2.2 既成市街地の都市デザイン
  - 2.3 都心周辺・郊外区のまちづくり
  - 2.4 公共空間の都市デザイン
  - 2.5 歴史を生かしたまちづくり
  - 2.6 都市デザインのしくみづくり
  - 2.7 都市デザインの交流・発信
  - 2.8 クリエイティブシティ
  - 2.9 市民参加・市民協働の、まちづくり
3. 変化する社会状況
  - 3.1 都市を取り巻く状況
  - 3.2 横浜市を取り巻く状況
4. 都市デザイン活動のとりくみ方
  - 4.1 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする
  - 4.2 地域のあるべき姿や将来像を明確に示し、関係者と議論しながらまちづくりをすすめる
  - 4.3 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する
  - 4.4 民間事業者や地域の団体が行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる
  - 4.5 先導的な「モデル」プロジェクトや事業に取り組み、都市デザイン活動を牽引していく
  - 4.6 都市デザイン活動の交流・発信とともに、担い手の育成等により市民の理解を深めていく

## [Ⅱ] 今後の都市デザインにおける視点

1. 横浜の多様な魅力を掘り起し増進する都市デザイン
2. 活力を拡大する都市デザイン
3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

## [Ⅲ] 都市デザイン活動の今後の展開

1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る
2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する
3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る
4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する
5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る
6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する
7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する
8. 都市デザイン活動の裾野を広げる

## [Ⅳ] 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

## はじめに

横浜市では 1971 年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきています。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められています。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要があります。

- \* 昭和 50 年（1975 年）、横浜市都市美対策審議会は、「都市美対策に関する提言」として都市美実現のための 13 項目を提言
- \* 平成元年（1989 年）、横浜市都市美対策審議会は、「新しい時代に向けた「横浜」都市デザインに関する提言」として新しい時代に向けて都市デザイン活動を充実展開するため、3つの視点から 11 項目を提言

## [ I ] 都市デザイン活動の推進にあたって

横浜の都市デザイン活動の当初から掲げている「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」は、新たな都市デザインビジョンを描くにあたっては、変わることのない普遍的な目標であると考えられる。これに基づいて多様な実績を積み重ねて来たが、社会情勢の変化や都市にもとめられるものも変化して来ており、これに応える都市デザイン活動の進め方が求められている。

### 1 都市デザインの目標

横浜の都市デザインは、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の 7 つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。

今後も、7 つの目標とともに都市デザイン活動に取り組んでいく。

#### 都市デザインの 7 つの目標

- ①歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ②地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする。
- ③地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
- ④オープンスペースや緑を豊かにする。
- ⑤海、川などの水辺空間を大切にする。
- ⑥人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦形態的、視覚的美しさを求める。

## 2 横浜の都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

### 2.1 都心部の骨格をつくる都市デザイン

自立的な都市構造の確立を目的とした事業が都心部強化事業である。この事業は横浜駅周辺地区と関内地区の2つの都心地区を一体化するもので、都市基盤の強化、新たな都心の創造、海と緑を活用した軸線構築の3つがあった。

これらの事業は、魅力的な歩行者空間形成、歴史的資産の活用、まち全体としての形態的な美しさなど都市デザインの視点も導入して進められ、構想から40年経過した現在、その形が具体的に現れるようになった。



○都市軸の整備（「横浜の都市デザイン」平成24年3月による）

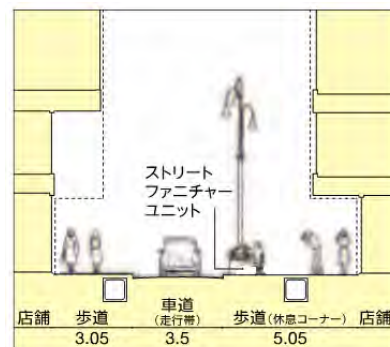


○都心部強化事業の基本構想  
(再開発基本構想1970年)

### 2.2 既成市街地の都市デザイン

横浜の都市デザインは、まず都心部の再生事業において、実験的取組を行いながら手法を蓄積し、既成市街地である関内地区を対象に「くすの木広場」や港へのルートを示した「都心プロムナード事業」、絵タイル整備など魅力的な歩行者空間形成に取り組み、その活動が評価されると、馬車道、元町などの商店街へと広がった。

これらの地区では、公共空間の整備と地域独自のまちづくり協定を組み合わせ、地域が主体的に取り組むまちづくりが展開された。行政・地域双方から問題提起し、協議や実験などを通して具体的成果を見せながら進める取組により、市民に理解しやすい形で展開されてきた。



低層部壁面後退による歩行者空間演出

○既成市街地の魅力的な歩行者空間の形成 元町（「横浜の都市デザイン」平成24年3月による）

## 2. 3 都心周辺・郊外区のまちづくり

日常生活に密着した快適な環境を創り出す「区の魅力づくり」は 1980 年代から始まった。まず「区」を単位に地域の特徴を見つけ出し、様々な事業を通して魅力ある空間づくりへの取り組みを行ってきた。

駅前や区庁舎周辺など、市民が訪れる場所を対象に、道路、公園、公共施設などの環境整備を行い魅力的な空間形成を指向している。

一方、都市化のかげで都市の裏側になりつつあった川沿いを、自然環境や水辺の景観に触れ合える空間に再生する「水と緑のまちづくり」は、大岡川、柏尾川、帷子川、いたち川などで川沿いのプロムナード整備や河床に人が降りられる親水広場、周辺の山林の保全・活用などの環境整備として行った。これらの環境整備は市民団体などと連携しながら進めてきた。

また、郊外区で展開された 6 大事業である港北ニュータウンや金沢シーサイドタウンにおいても都市デザインの取組を行っている。



〇プロムナード整備(いたち川)

### 郊外区の魅力づくり

- 港北ニュータウン
- 倉部谷戸遊歩道／新田緑道／太尾緑道
- 大倉山プロムナード
- 寺家ふるさと村
- 十日市場駅前広場
- 中山駅ベデストリアンデッキ
- 緑の尾根プロムナード
- 新横浜周辺地区
- 駅前広場／日産スタジアム／歩行者案内サイン／ストリートファニチャー
- 帷子川親水公園
- 鎌倉道プロムナード
- 長屋門公園
- 東戸塚西口広場
- 和泉川親水公園
- 天王森泉公園
- 上大岡周辺地区
- 上大岡／ゆめおおおかアートプロジェクト
- 戸塚周辺地区
- 交通広場／共同ビル／旧東海道みちづくり／水緑ランドデザイン
- 柏尾川プロムナード
- 栄区区心部文化ゾーン
- 独川プロムナード
- 金沢区庁舎周辺地区
- 称名寺参道／金沢歴史の道／泥亀公園／夕照橋／走川プロムナード

### 区の魅力づくり

- 保土ヶ谷区の魅力づくり
- 西谷浄水場プロムナード／水道道プロムナード／川辺公園親水広場と帷子川プロムナード／保土ヶ谷歴史の道／
- 神奈川区の魅力づくり
- 三ツ沢せせらぎ緑道／神奈川宿歴史の道／東神奈川公園
- 鶴見区の魅力づくり
- 歴史と緑の散歩道／鶴見駅東口広場／情報の道／かに山公園
- 都心部の都市デザイン (P.6~7)
- 新本牧地区
- 根岸森林公園
- 南区の魅力づくり
- 大岡川プロムナード／弘明寺街庭／虹のプロムナード／南太田二丁目フレンド公園／大原ずい道／苮田公園
- 磯子区の魅力づくり
- 海づり施設／磯子アベニュー／根岸駅前広場／洋光台駅前広場／坪呑金沢道
- 港南区の魅力づくり
- 桜道プロムナード／大岡川環境整備／下永谷駅階段
- 金沢シーサイドタウン
- シーサイドライン車両デザイン
- 小雀浄水場配水池

〇郊外区の魅力づくり、区の魅力づくり (「横浜の都市デザイン」平成 24 年 3 月による)



## 2. 4 公共空間の都市デザイン

都市空間の中で市民・来街者が利用する道路や駅などの公共空間のデザインは、都市の利便性・快適性に関わる要素の中で大切な要素である。

そこで公共空間の質を高めるため、ストリートファニチャーや公共サインなど公共施設のデザイン開発をすすめるとともに民間事業者にも協力を求め、ライトアップやオープンカフェなどの公共空間を多彩に使いこなすための実験的な取組や仕組みづくりなど、総合的な演出を行っている。



○オープンカフェ(日本大通り)

(「横浜の都市デザイン」平成24年3月による)



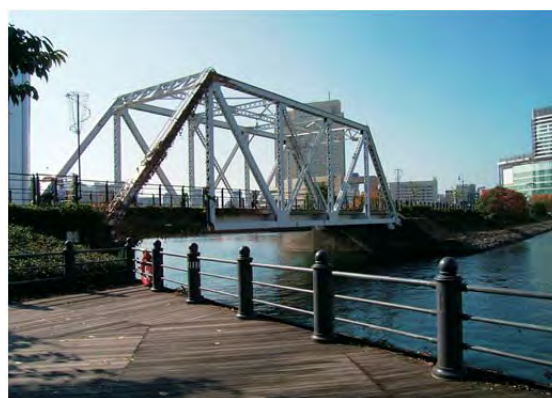
○ストリートファニチャー・公共サイン

(「横浜の都市デザイン」平成24年3月による)

## 2. 5 歴史を生かしたまちづくり

横浜には、開港以来独自の文化が培われ、個性ある街並みがつくりだされてきた。関内地区の華麗な姿の近代建築、山手の西洋館、郊外部の古民家、あるいは風格ある土木産業遺構など、歴史的景観は「横浜らしさ」をかたちづくる貴重な資源である。

こうした歴史的建造物をまちづくりに活かしていくため、1988年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定し、所有者や市民、専門家などと協力して歴史的建造物の保全活用を行うとともに、文化財制度とも連携しながら、まちづくりのなかで歴史的景観を保全する取組を進めている。



○土木産業遺構の保全活用

(「横浜の都市デザイン」平成24年3月による)

## 2.6 都市デザインのしくみづくり

様々なテーマや地域で都市デザイン活動を展開していく過程で、「山下公園周辺地区開発指導構想」などの要綱や基準などが策定された。

要綱や基準は、法制度や数値基準だけでは規定できないきめ細やかなデザインや景観への配慮を当事者の創意を引き出す創造的協議により実現してゆくことを意図している。このような特徴を生かす形で横浜独自の制度として、市街地環境設計制度が策定され、近年では景観法の施行を契機に景観の条例を策定し協議型のまちづくりを進めている。

①景観法「景観計画」(全市域)  
・斜面緑地の開発行為について、法の高さの制限、緑化の制限を定めます。  
・高い擁壁の築造による圧迫感の解消を図ります。

②景観法「景観計画」(景観推進地区)  
・建物の形や色、建物高さ等の定量的な基準を定めます。  
・届出・勧告等の緩やかな規制を行います。

③景観条例(都市景観協議地区)  
・魅力を向上させる定性的な基準を定めます。  
・事業者と横浜市で協議を行います。

【実際の運用状況】  
都心部3地区：  
関内、みなとみらい21地区(中央、新港)

にぎわいの創出 歴史的な継承

### ○都市デザインのしくみづくり

(「横浜の都市デザイン」平成24年3月による)

## 2.7 都市デザインの交流・発信

横浜市は国際的な会議や展覧会といった、国内外各都市との交流を通じて、都市デザインやまちづくりにおける課題を明らかにし、研究、議論を積み重ねて来た。

こういった活動を出版物として記録、発信していくことで、市民の都市デザインへの理解や協力促進、庁内外での新たな人材育成などに展開している。

また、世界中、日本中から広く知恵を集めるために公共施設のコンペやプロポーザルを効果的に行なうことで、魅力的な都市空間を数多く創り出してきた。その蓄積は日本グッドデザイン賞金賞の受賞など、広く評価されている。



### ○シンポジウム

「横浜の都市デザイン活動の40年とこれから」

(「横浜の都市デザイン」平成24年3月による)

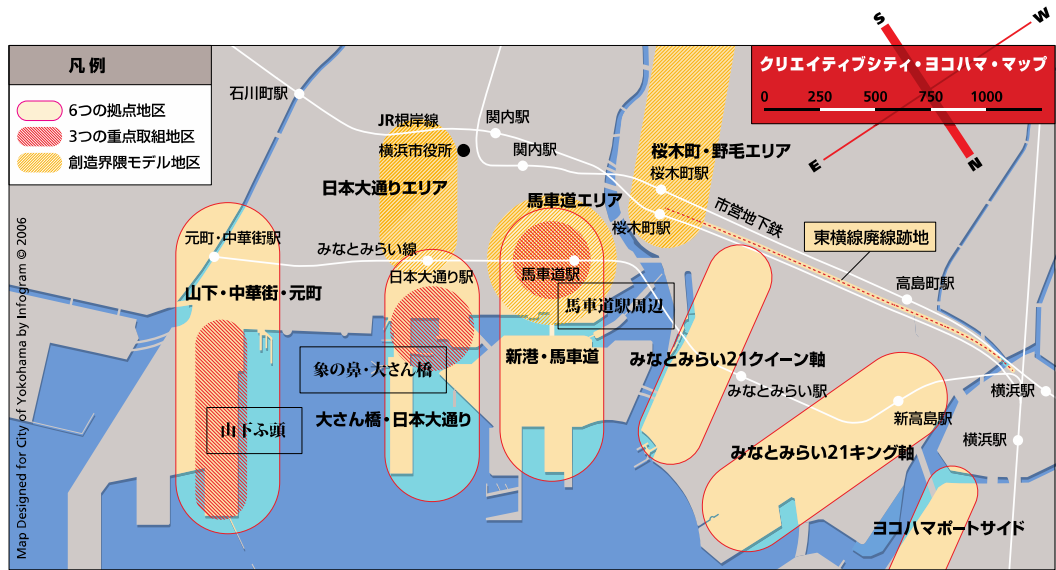
## 2.8 クリエイティブシティ

1980年代後半から「バルセロナ&ヨコハマ シティクリエーション」をはじめとする国際的なシンポジウムや会議を通し、横浜の自立的な発展を議論してきた。

その中で、文化芸術の創造力と魅力ある空間、文化、多様な人材、産業経済を組み合わせ、都市の新しい価値や魅力を生み出すソフトとハードの施策を融合させた新たな都市ビジョンとして「クリエイティブシティ」という概念を掲げることとした。

2006年に発表した「ナショナルアートパーク構想提言書」を皮切りに、その理念の実現を進めてきている。





ナショナルアートパーク構想 提言当時の概念図(2006年)

○クリエイティブシティ ナショナルアートパーク構想(当初概念図)

(「横浜の都市デザイン」平成24年3月による)

## 2.9 市民参加・市民協働のまちづくり

都市デザイン活動は、1980年代にはその活動領域を都心周辺部へ、さらに郊外区へと拡大する中で、まちづくりにつながる市民活動に着目していった。

ヨコハマ都市デザインフォーラム(1992年)を機会に、市民まちづくりを支援する「地域展開事業」を実施し、都市デザイン室に「市民まちづくり担当」を設置した。

さらに1996年よりパートナーシップ型行政の推進政策として、当時の企画局・市民局・都市計画局が連携した「パートナーシップ推進モデル事業」を全区で行い、市民協働の原則を定めた「市民活動推進条例」(2000年)、まちづくり分野では「地域まちづくり推進条例」(2005年)を制定した。



○いえ・みち まち改善事業



○まち普請事業の審査風景等

### 3 変化する社会状況

横浜の都市デザインは1971年に専門部署を設置して以来、魅力的な空間形成を進めてきたが、40年を経過した今、都市を取り巻く環境が大きく変化し、人々の価値観や考え方も変化している。環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められている。

#### 3.1 都市を取り巻く状況

地方から都市に向けて若い世代が急速かつ大量に移動した昭和40年代の「都市化」の時代から概ね40年が経過しつつある。

この間、情報化や国際化の進展、産業構造の変化、生活・価値観の多様化が進んだ。

地方から若い世代の流入が減少する一方、地方から都市に流入した世代が高齢期に入り、都市の人口減少、少子高齢化などの変化が進もうとしている。

高齢化や世帯規模の縮小が進むなかで、暮らしの安全や安心への関心や暮らしやすさなどへの関心が高まっている。

また、情報ネットワークや輸送・交通網の発達に支えられ、産業や人材などは地域や都市を比較し選択して立地・移動するようになってきており、都市間の競争が国際的に行われるようになってきている。

産業、文化、生活など様々な面で都市が魅力や機能を競い合う時代になってきている。

都市は食料や電力などを地方や郊外地域に依存して成長発展してきた。東日本大震災は、防災や災害から復旧する力とともに、環境、エネルギーが都市の存続に関わる重要な課題であることを示した。市民や企業の環境、エネルギーに対する関心が高まっている。

#### 3.2 横浜市を取り巻く状況

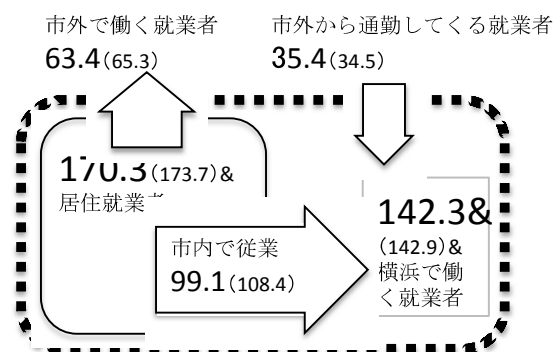
横浜はこれまで、首都圏の中核的な業務都市、国際港湾都市、個性的な創造文化都市、京浜工業地帯の中核をになう工業都市、良好な環境を誇る住宅都市として発展してきた。

##### ・就業者の減少

横浜で働く就業者の数は約142万人（平成22年国勢調査結果）である。一方、横浜に住む就業者は約170万人である。横浜で働く就業者、横浜に住む就業者はともに減少傾向にある。

市外から横浜に通勤してくるのは約35万人で平成17～22年に約9千人増えたが、横浜に住む就業者の約37%（約63万人）が市外に通勤しており、依然として就業機会の多くを市外に依存している状態（平成22年の昼夜間の就業人口比は0.84）が続いている。

20歳代の従業者が既に減少しており、今後、従業者の高齢化や従業者の総数の減少も予想されている。



##### ○働く場や機会の確保

・職住のバランスがとれた、自立的な都市にしていく必要がある。

（国勢調査結果により作成）

\*数字は平成22年就業者数。（）内は平成17年就業者数  
\*常住地、従業地不明を含む

## ・都市機能の更新

都心臨海部、内港地区（インナーハーバー）では産業構造の転換、港湾機能の高度化・沖合展開など大きな転換期を迎えている。

卸売・小売業や製造業、建設業など横浜の成長を支えた産業で働く人が減少する一方、医療・福祉やサービス業で働く人が増加するなど、働く人の産業別構成の変化がすすんでいる。

また、都市基盤施設や公共空間などは、老朽化や施設更新の時期を迎えている。

2010年3月には専門家チームと横浜市が連携して「海都横浜構想 2059」（大学まちづくりコンソーシアム横浜）が策定された



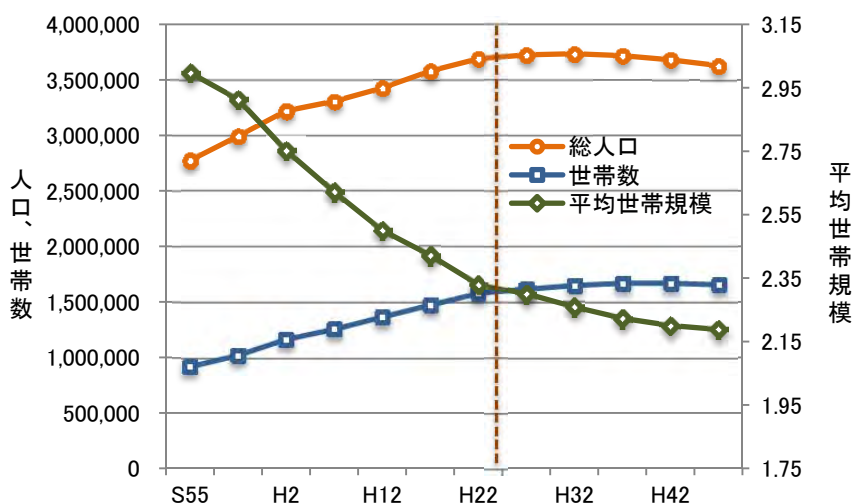
○インナーハーバー地区（「海都横浜構想 2059」による）

## ・人口の減少、高齢化、世帯規模の縮小

横浜には約 370 万人が暮している（平成 22 年国勢調査結果）。増加を続けてきた人口は平成 32 年前後をピークに減少していくことが予想されている。

人口の急増期に市民となった人が高齢期を迎えている。65 歳以上の人口の比率は 20.1%である（平成 22 年国勢調査結果）。今後、年少人口や生産年齢の減少と高齢人口の増加が更に進むものと予想される。

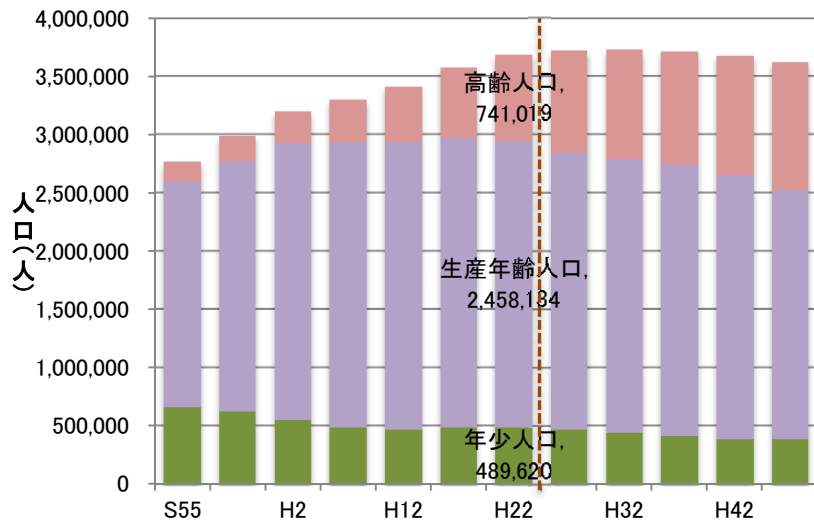
成長が始まった昭和 35 年以降、1 世帯当りの人口は縮小を続けており 2.31 人／世帯（平成 22 年現在。昭和 30 年当時は 4.5 人／世帯）となっている。



・平成 32 年頃をピークに人口は減少し始める。世帯規模も縮小していくことが予想されている。今後は、郊外部の住宅地で人口減少や高齢化がすすむものと考えられている

### ○横浜市の人口、世帯数、平均世帯規模の動向と推計

\*昭和 55～平成 22 年は国勢調査実績値。平成 27 年以降は横浜市推計値（平成 24 年 12 月推計）



・既に高齢者が急速に増加し、生産年齢人口の減少、年少人口の減少が始まっている。

### ○横浜市の年齢別人口の動向と推計

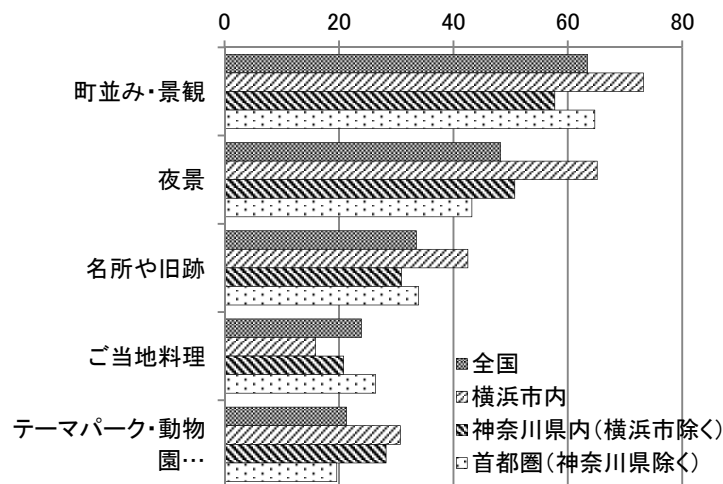
\*昭和 55～平成 22 年は国勢調査実績値。平成 27 年以降は横浜市推計値（平成 24 年 12 月推計）

### ・魅力的な景観、街並

海や港の景観は市内外から「好ましいもの」として高く評価されている。また「住んでみたい都市」、「訪れてみたいと都市」として各種の調査で常に上位にランクされている。

横浜には、開港以来の歴史的な建造物や、工業都市、港湾都市としての遺構などが数多く残され、個性的な景観や街並がつくり出されてきた。

一方、郊外地には市街地と緑地や農地を保全する区域が隣接し、緑豊かな景観や環境が残されている。



\*アンケート回答者の居住地を問わず、「町並み・景観」が横浜の最も大きな魅力になっている。

### ○横浜の魅力

（「横浜市に関する意識・生活行動実態調査」横浜市文化観光局による）

\*16～76 歳の一般男女を対象に、横浜への来訪頻度や目的等を調査したもの。平成 24 年 8 月～9 月に実施。1131 件のインターネット調査。



・ 文化的・創造的な魅力

横浜には、開港以来の独自の文化や地域に残された魅力的な空間、多様な人材や産業がある。歴史的建造物や港の風景などの資源を生かしながら、文化芸術に代表される創造的な活動の積極的な誘導により、国際的な観光交流拠点の形成や創造的な産業の集積を進めている。

・ 生活や産業活動が安定して継続できる条件

東日本大震災を機に、都市の災害からの回復力、低炭素社会の実現、エネルギーの安定供給、交通・輸送機関の堅牢性などが、生活や産業活動を安定して継続する条件として改めて評価されている。

・ 環境に対する意識の高まり

緑の減少による都市の潤いの減少、ヒートアイランド現象、生物多様性の危機など環境に対する多くの問題について、市民意識が高まっており、産業活動を行う上でも環境への配慮は重要性を増している。

横浜の緑は、全市域の25%にも及ぶ市街化調整区域が市街化区域に入り込む形で守られてきたが、緑被率は昭和50年に約45%あったものが平成21年には30%以下(29.8%)になり、平成21年度からは、全国で初めての取り組みである横浜みどり税の導入し、より一層の緑の保全と創出に取り組んでおり、横浜市は、他の都市をリードする環境先進都市を目指さなければならない。



○緑の10大拠点（「横浜緑アップ計画」横浜市環境事業局による）

## 4. 都市デザイン活動のとりのくみ方

横浜の都市デザインは、これまでも、地域や事業者などとの協力や行政の総合力を発揮することを特徴として取組を進めてきた。社会状況の変化を受け多角的な価値を求められる中で、今後はより一層、多くの人々が都市デザインのプロセスや評価に参加できる仕組みが求められている。

魅力的な町並みや景観を作り上げ都市の価値を高めていくためには、まちづくりの質的な向上を目指す独自のルールや仕組みを確立するだけでは十分ではない。対象の特徴や条件をふまえ、関係者による協議や調整が不可欠である。今後も協議や調整を軸としたデザインと実現プロセスを堅持していく。

### 4. 1 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする

都市デザインは、まちづくりにおける「質」を高める創造活動であり、そのプロセスは地区の特徴などに対応する特殊・個別的な調整作業を含むため、わかりにくく、見えにくい面がある。

市民や事業者の理解を得るため、都市デザイン活動の範囲や役割、活動の体制を具体的に明示していく。

長期的目標やビジョンを定め、個々の事業の進捗に注意し、関係者との調整を積極的に早期の段階から行い、粘り強く時間をかけて実現していく。

### 4. 2 地域のあるべき姿や将来像を明確に示し、関係者と議論しながらまちづくりをすすめる

建物の形状や、景観、活用方法などについて誘導や制限を行なう仕組みやルールを活用してきているが、行政の意図がうまく伝わらない場合がある。

都市デザインの企画、立案を積極的に行い、地域に対するデザイン活動の意図や実現すべき魅力的な将来像と実現プロセスを可能な限り具体的に明示し、関係者や事業者などがデザインの意図や地域のイメージについて具体的に議論し、調整・協議しながらまちづくりを進める。

### 4. 3 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する

建物の外観保存や街並の形成の効果をより多く引き出すため、保全された建築物や形成された街並を活用する仕組みを充実することが望まれる。

横浜では、建築物の外観保存と活用に積極的に取り組んでいるが、「活用」する仕組みを充実（保存後の利用の用途や使い方の弾力化、活用に関する調整の仕組みの明確化など）することにより、保存の対象の拡大が期待できる。

必要な場合、NPOや企業などと連携して空間を管理し運営する仕組みなどについても検討する。

### 4. 4 民間事業者や地域の団体が行なうデザイン活動を捉え協働する仕組みをつくる

多様な世代が快適、安全に住めるまちとするため、身近な生活空間のデザインを一層充実していく必要がある。

都市デザイン活動の裾野を広げ、より身近なものとしていくため、社会の変化や、地域の要望、事業者の意向を的確に捉えて都市デザイン活動を自由に幅広く検討し、関係者の調整、協力によりまちづくりを実現できる仕組みを設ける必要がある。

また、実現プロセスをデザインし、マネジメントを担う組織を育成、支援する。

#### 4.5 先導的な「モデル」プロジェクトや事業に取り組み、都市デザイン活動を牽引していく

今後、都市デザインの対象分野が一層多様化し拡大していく。また、関係者との協議や調整も一層複雑になっていく。

プロジェクトや事業を選択し、調整や協議を軸としたデザインプロセスやその成果を共有していくことが効果的である。先導的かつ魅力的な「モデル」に取り組み、都市デザイン活動を牽引していく。

#### 4.6 都市デザイン活動の交流・発信、担い手の育成等とともに、市民の参画を促していく

都市デザイン活動を展開していくためには、市民や企業等の理解を深め、デザイン活動を評価する力を醸成していくことが重要である。

引き続き国際的な会議や展覧会、国内外の都市との交流、国際的な競技設計や企画競技の開催等を通じて都市デザイン活動への関心や理解を高めていく。中でも、子どもや大人、企業や行政職員などを対象とした都市デザイン活動の担い手の養成や都市デザインの視点の育成に重点的に取り組んでいく。

## 〔Ⅱ〕 今後の都市デザインにおける視点

横浜の都市の魅力を掘り起こし顕在化する活動として都市デザインは大きな役目を果たしてきたが、この取組みはこれからも継続して行なっていく必要がある。

横浜が今後も人々を惹きつけるような都市であり続けるには都心部を中心として新たな活力、賑わいをつくっていくことが重要であり、そのための大きな構想や創造都市との一層の連携などが重要となってくる。

少子高齢化や環境配慮をにらんで、持続力ある横浜のまちづくりに横断的にかかわっていくことの重要性もますます高まっていくことは間違いない。

今後の都市デザイン活動を推進するにあたり、これまでの都市デザイン活動を継承・充実するとともに、多様な担い手と協働しながら新たなテーマにとりくむため、以下の3点を視点として今後の都市デザイン活動にとりくむ。

### 1. 横浜の多様な魅力を掘り起し増進する都市デザイン

横浜には港の景観や多くの歴史的資源があり、街並みや景観の美しさが横浜の魅力として非常に重要な位置を占めている。また、横浜にはまだ顕在化していない都市としての魅力がある。地域や都市の魅力は、それを構成する要素のデザインの質によって支えられている。歩行者空間や町並み、都市活動や生活スタイル等、多様で多面的な要素をデザインすることによって横浜らしい魅力と都市文化を高めていく必要がある。

道路や公園、公開空地といった公共空間の更なる利活用の推進、横浜らしい景観や歴史を活かした街並の形成、歩行者ネットワークづくりなどを進める。

また、少なくなった開発や整備の機会を捉え、丁寧に取り組むことにより街並や景観の質を向上させていく。

### 2. 活力を拡大する都市デザイン

横浜の活力を維持し拡大していくことが求められており、都市デザイン活動により、都市の活力と賑わいを高めていく。

横浜の活力や国際競争力を強化するための計画であるインナーハーバー構想の推進、歩行者や自転車等いわゆる「スローな交通」を含めた快適な移動空間づくりによる回遊性の向上など、新たな活力や賑わいを生み出す都市デザイン活動を展開する。

また、創造性を活かした都市づくりを推進し、多くの観光客・ビジネス客が訪れる観光都市横浜の魅力をより一層高め、文化・芸術の交流、産業・経済情報の交流、展示を増進するなど、観光・MICEの活性化に寄与する都市づくりを進める。



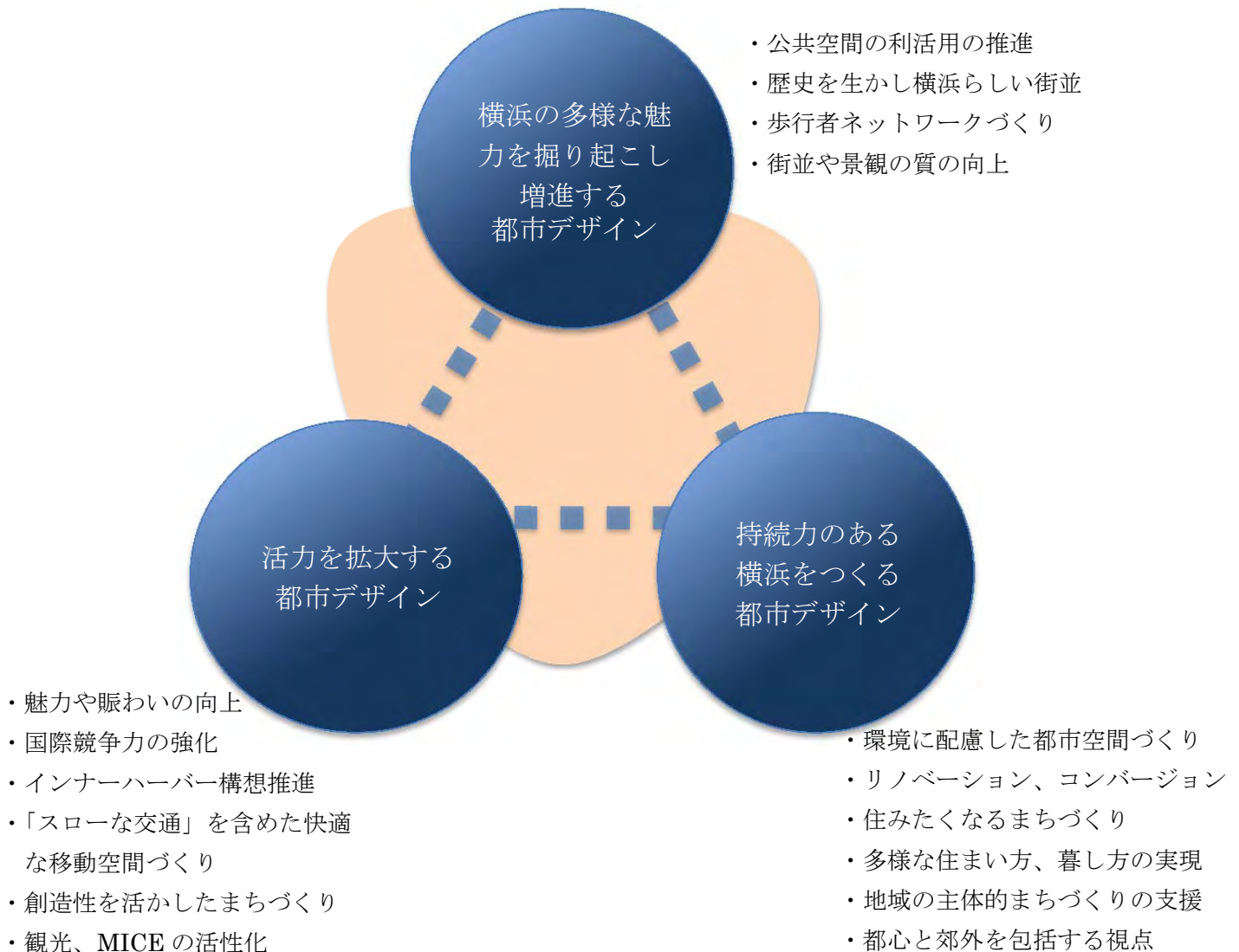
### 3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

少子高齢化への対応、低炭素社会の実現、環境への配慮、災害への対応力など、安心して横浜に住み続けられる環境づくりや住みたくなるまちづくり、横浜で業務を継続し展開していける環境づくりが求められている。

持続力のある都市とするため、これまで都市を支えてきた道路、鉄道、施設・建造物等のリノベーションやコンバージョンを戦略的に進め、環境への負荷低減に配慮した取り組みを進める必要がある。

また、都市活動や生活のスタイルの変化にあわせて、望ましい風景・景観、様々な活動や生活を支える環境・インフラストラクチャーをデザインしていくことが求められており、多様な住まい方や暮らし方を実現するため地域の特徴や資源を活かして主体的・自律的に取り組む地域のまちづくりを支援していく。

以上の3つの視点は、個々に独立したものではなく、一つの事業のなかでも複数の視点に基づいた事業の展開が求められる。



### [Ⅲ] 都市デザイン活動の今後の展開

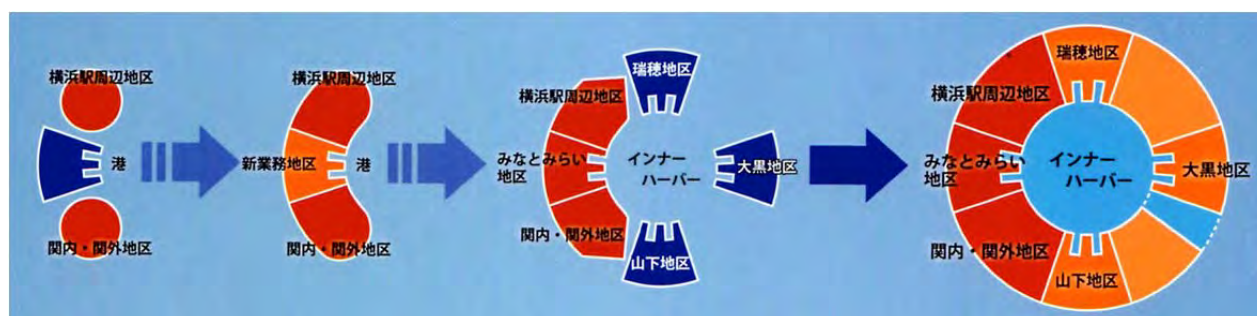
前述の3つの視点に基づき、以下の8項目をテーマに、今後の都市デザイン活動を推進する。

#### 1. 長期的な都市像を描き、活力ある新たな都心臨海部を創る

これからも横浜が活力ある街であるために、横浜の特徴である海を囲んだリング状の都市構造（＝インナーハーバー）を持つ都心部の長期的な都市像を構想する。

賑わいと活気のある都市を創造・発信し、市民が世界に誇れる美しい、国際競争力のあるまちづくりを展開していく。

様々な創造的活動が集積し、人間中心で、暮らしやすさや楽しさ、水辺と緑の豊かさを実感できる都市を目指す。



〇海をいだけ豊かな都心空間「海都」の創造（「海都横浜構想 2059」による）

- ・現在の横浜が約50年前の6大事業によって形づくられたように、6大事業がほぼ完成した今、新たな50年を描くまちづくりの方針を示し、実践に移していく。
- ・山下埠頭や山之内埠頭などの新たなエリアの利用転換を検討し、リング状に都市を形成することによって、新たな活力や魅力あるこれからの都心部を創る。
- ・環境、交通、交流、産業、生活などの検討と具体的な取組みを、専門家や関係機関、市民と連携し、進めていく。

#### 2. 地域の資源を生かし、多様で魅力ある景観を創出する

これまで、都心臨海部を中心に景観制度により美しい景観形成を進めてきており、これからも、地域の個性・賑わいづくりやデザインの質的向上を進める必要がある。

今後は、郊外部での地域資源を活かした景観形成や、市民が誇れる横浜らしい、美しいまちづくりを進める。

- ・道路、公園、公共建築などの公共事業の景観誘導のガイドラインを検討する。
- ・都心臨海部を対象とした美しい港の景観形成方針を検討するとともに、利用形態の長期的変化を視野に入れた景観検討を進める。
- ・景観制度について、運用上における課題や、協議の進め方における課題等を整理し、都市美対策審議会の意見を踏まえ制度の検討を進める。
- ・郊外部の自然豊かな地域では、自然を生かした四季の演出など地域の特性を生かした景観形成を推進する。

- ・郊外部では、都心部と異なり住居系地域が多くなるため、より地域住民の共感を呼ぶ景観形成の取り組みや方法などを検討する。

### 3. 歴史を生かしたまちづくりのさらなる推進を図る

横浜は開港以来の独自の文化を尊重し、個性ある街並みを守ってきた。

これからも、横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保存活用の取組を進める必要がある。

また、これまでの歴史的資源のみならず、時代の経過とともに誕生する新たな歴史的資源を見つけ出し、保全・活用する取組も進める必要がある。



○歴史的建造物の活用  
（「横浜の都市デザイン」平成24年3月による）

- ・所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の確保を目指した制度づくりを進める。
- ・市民協働による歴史を生かしたまちづくりを、仕組みづくりなどとあわせて推進するとともに、歴史的建造物を核としたまちづくりの更なる展開を図る。
- ・都心部に多数ある戦後建築等新たな歴史的資源について調査検討を行う。

### 4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する

ここ数年の取組みによって都心部に定着しつつある創造的なコミュニティと連携してまちづくりを進め、**都心部に残る戦後建築の活用など**、市民が感じられる横浜らしさを創出するとともに、新たな横浜の魅力を内外に発信していく。これまでまちづくりを強力に進めてきた地域型のコミュニティと、新しい創造的なテーマ型コミュニティの連携を促し、街の地域資源の活用や産業の活性化を目指す。



○想像力を高めるまちづくり(日ノ出町)  
（「横浜の都市デザイン」平成24年3月による）

- ・横浜のまちに集結しつつあるクリエイターの方でより創造的なまちづくり、横浜の個性づくりを進め、特徴ある空間を生み出していく。
- ・まちに新たな賑わいと活力を生み出していくため、都心部に多数ある戦後建築の利活用などについて研究を進める。
- ・公園、道路、鉄道高架下などの公共空間等において、オープンカフェや観光拠点等の社会実験や利活用を進め、賑わいのある楽しい都市空間の創造について進めていく。



## 5. コミュニティや人々の活動を支える空間を創る

少子高齢化、人口減少などの横浜の抱える課題からコミュニティの重要性が再認識されている。また、これまでの各地の震災の経験から、災害への備えや災害からの回復力の点でもコミュニティやそれを支える空間の重要性が認識されている。今後地域の特性に合ったまちづくりが必要とされる中、地域による自律したまちづくりやエリアマネジメント、多様なライフスタイルから生まれるテーマ型コミュニティの活性化、**地域内を安全・快適に移動できる空間作り**など、横浜らしい住まい方、暮らし方を支える活動のための空間創出を進めていく。

- ・少子高齢化、人口減少などの生活環境の変化に対応した生活や都心部居住、郊外部の団地再生、住替えの促進など地区の特性に合った生活について研究を進める。
- ・自然との触れ合いや農に密着した生活など、自然や農との共生などを研究していく。
- ・自治会や商店街など地域のエリアマネジメント組織等との連携・支援を強化し、地域の課題は地域で解決し、すべての人が幸せを享受できるまちづくりを検討していく。

## 6. 環境に配慮した都市空間を創造・再生する

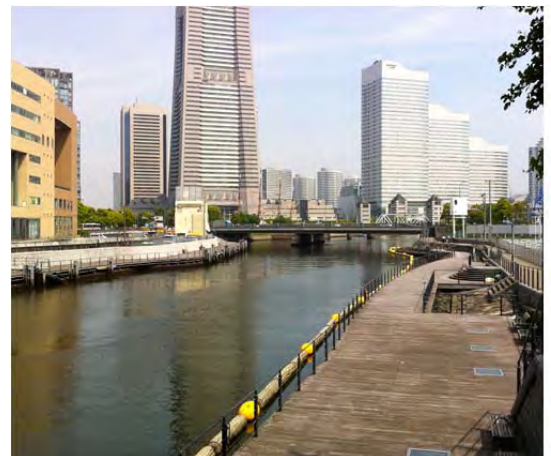
地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題は、現代の都市が避けることのできない大きな問題である。**今後の都市は、グリーンエネルギーの導入をはじめとした環境に配慮した循環型社会の整備を進めていく必要がある。**

都市デザインでは特に既存市街地における環境配慮型への都市構造の変換や、リノベーション、コンバージョンを中心とした再生型まちづくりの推進、**既存の土地利用にとらわれない新しい空間構造の提案などを行う。**

また郊外部の緑の保全や大都市から失われた緑の創造や再生、河川や港を中心とした潤いある水辺空間の創出など、水と緑の必要性を見直す時が来ている。



○親水空間づくり 郊外の水辺



○親水空間づくり 都心の水辺

- ・道路や廃線跡地などの公共空間の活用など、緑のある快適な歩行者空間の形成を進める。
- ・横浜の魅力である海や川などのオープンスペースの活用や、市民が集い、にぎわうことのできる親水空間について検討し、人々の生活と結びついたまちづくりを進める。
- ・生物多様性に配慮し、都心部での緑の創出による郊外部との水と緑のネットワークの形成のさらなる充実を図る。
- ・**工業用地などの大規模な土地利用変化に対応した新しい空間構造の提案などを行う。**



## 7. 多様な交通手段のネットワーク化による快適な移動空間を創出する

横浜の都市デザインは当初からモータリゼーションに対抗して人間のための都市空間を追求してきた。また、急速に高齢化が進む現在、「健康」が大きく見直されている。今後は歩行者だけでなく公共交通の利用促進や都市の体験を豊かにしていくような自転車やスローで人や環境にやさしい移動手段をまちに挿入して、**すべての人が全ての場所にアクセスできるように**都市の移動空間を合わせて更新していく。

- ・地域のシンボルである駅の再整備や新設に合わせ、周辺道路の再検討などを行い、歩行者や環境にやさしい交通のネットワークづくりを進める。
- ・公共交通の利用促進や新たな歩行者空間の検討やベイバイクの設置など、徒歩、自転車等のスローな交通について研究する。
- ・スローな交通に合わせて移動空間を更新し、回遊性や利便性を高め、市民や来街者、観光客などが街並みを楽しめる歩行者空間づくりを進める。
- ・インナーハーバーエリアを中心とした水上交通ネットワークの研究を進める。
- ・ランニングコース、サイクリングコース等、健康づくりの楽しめる移動空間づくりを進める。

## 8. 都市デザイン活動の裾野を広げる

現在の都市は、様々な課題を抱え、その課題はますます複雑化してきている。それらまちづくりの課題を解決するにあたっては、行政内部だけでなく議論するのではなく、様々な分野の専門家や大学、市民・企業（企業家）アジアを含む他都市などとの連携を積極的に進める。

また、これからのまちづくりに対する理解を深めてもらうための発信事業や次世代育成を進める。

- ・専門家との連携強化やネットワークづくりを進めるとともに、行政内部の強化を図る。
- ・**地域の魅力を高めるために、周辺の都市と連携する。**
- ・シンポジウムやフォーラムの開催などを通して、都市デザインに関する研究とPRを行うとともに、国内外に発信していく。
- ・小学生などの子どもたちに都市デザイン講座を開催するなど、次世代の育成を進める。
- ・国際都市間における共通の課題に対する共同研究を進める。



○都市デザインのPR・普及

（「横浜の都市デザイン」平成24年3月による）

[IV] 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

第4回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	(1) 今後の都市デザイン行政について ア (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議) (2) その他
日時	平成25年1月11日(金) 午前10時から午前11時40分まで
開催場所	横浜市開港記念会館 2階 7号室
出席者(敬称)	委員: 西村幸夫(部会長)、佐々木葉、中津秀之 専門委員: 国吉直行 書記: 齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長) 塚田洋一(都市整備局都市デザイン室担当課長) 事務局(資料説明者): 曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長)
開催形態	議題(1)、(2)とも公開(傍聴者3名)
決定事項	・各委員の意見を踏まえ、(仮称)横浜都市デザインビジョン(案)の加筆修正を行う。 ・今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて、資料を作成する。
議事	<p>議事</p> <p>(1) 今後の都市デザイン行政について ア (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)</p> <p>市が資料に基づき説明を行った。</p> <p>○西村部会長 このデザインビジョンは、横浜市全体の議論をするものか、デザイン室がやるビジョンなのか。位置付けはどのようなものか。</p> <p>○中野書記 これまでの都市デザイン活動を踏まえ、今後、郊外、都心部でどのように都市デザインをそれぞれに展開していくのかということ都市デザイン室なりに考えていければと思います。</p> <p>駅前の再開発など、専門的に実施する部署があり、住宅の再生も民間事業者が自主的にやるなど、今後は、行政だけではなくて、多様な主体がまちづくりにかかわっていくことになると思いますので、都市デザインがどういう役割で展開していくのかということを検討する必要があります。</p> <p>○中津委員 このビジョンは、アクセントのつけ方というか、どこに体重を載せるかということも含めて精査しないとイケない。</p> <p>○国吉専門委員 都市デザイン活動というのは、都市デザイン室だけのものではなくて、広く横浜市行政の中でも多局にわたって行われるものだと思います。あるところにおいては、プロモーションに加わる、リードしていくというのは都市デザイン室だと。</p> <p>次の時代の都市づくりの方向性がはっきりしていないので、それも含めて、都市デザイン室が所管する都市デザイン行政ではこういう視点を持ってやるべきだという考え方を打ち出しているというのが、このビジョンなのかなと思っています。</p> <p>部分的には戦略的に強力にやるプロジェクトも中には出てくると思いますけれども、このビジョンをすべて、都市デザイン室のプロジェクトとしていくということではないのではないかと感じています。</p> <p>○西村部会長 都市デザイン室のビジョンというだけではなくて、都市デザイン室が都市デザインに対する横浜のビジョンを描くことが、ほかのところにもある種共有されたり、動いていくと。そういった意味では、非常に全市的なものでいいということなのですね。</p> <p>○国吉専門委員 それで、新たな時代の都市デザイン行政として打ち上げることによって、各局が個別にやる事業にもそういう視点から必要に応じて加わっていきますということをある意味で宣言していくということにもなるのかなと思っています。</p> <p>○中津委員 6大事業はビジョンというイメージがある。このビジョンは教科書的にすべてを網羅しようという意識が働いています。それぞれの部署とか、あちこちの地域でいろいろなことが起きるときに、こういうものに従ってくださいというような意味づけで見たので</p>

す。それはビジョンというより、むしろガイドラインとした方が良いように感じました。

○西村部会長 かつては6大事業みたいな何かあるプロジェクトベースで全体を描いて、それに向けて頑張るみたいなものが1つの都市の政策としてあり得たけれども、前とは違うような都市戦略が全体としてあると思います。

非常に大きく都市の描き方が変わってきているのではないかということもあると思います。

何か今の時代認識というか、今やるということがどんな意味を持っているかというようなところをちゃんと整理しておく必要があると思います。

○中野書記 言葉の定義も含めて、整理していく必要はあると思っています。今つくろうとしているものの位置づけというものを先生方の意見をいただいて、整理していきたいと思っています。

○佐々木委員 このビジョンの最後にある今後の都市デザイン活動の推進の仕組みについて気になっています。当たり前と言うと失礼ですけども、当たり前にするべきことで、これをどうやっていくのかというところにこそ、横浜市都市デザイン室、あるいは、横浜の都市デザインの特性、特色とか、もっと言えば、ポリシーが出ているのかなど。

例えば、ある部局のある仕事をどうやるのかということに関しては、都市デザイン室は必ずコミットメントをしていくのだというようなことが、もしかするとこの後に出るのかなど期待しながら、思っていたところです。

だから、ビジョンなのか、ガイドラインなのか、あるいはポリシーなのかというあたりが、多分ここだけでは完結なくて、この次のこれをどう持っているかによって変わってくるのだろうという気がしています。

○西村部会長 そのこのところはどなのですか。ここはまだ、今のところ全く白紙で、まず前段を議論してやるのか、今後の展開が8つあるのだったら、8つの仕組みみたいなものがイメージとしてもうあって、もう少し後の会で出そうという話なのかどうか、その辺は何かあるのですか。

○中野書記 都市デザインの40周年のシンポジウムなどでも議論しましたが、もう少し今後やるべきことの方向が整ったら、次回ぐらいからはこの仕組みについてもぜひご提案をいただきながら整理していければと思っています。

行政の内部の専門家としての役割と、外部の専門家とのコラボレーションとか、今までのやり方どおりでいいのか、今後は内部の専門家のスペシャリストとしてどう我々があるべきなのかということなど、重要なところだと我々も思っています。

○佐々木委員 ルールではなく、横浜は徹底的に協議型でやってきたとか、何かそういう特性こそを前面に出すような書き方にした方がよい気がします。

時代の変化の中でやはり条例だとか、ルールだとか、そういうものに頼らないと協議だけではいけなくなっている世の中になってきているのですけれども、だからこそ、もう一度横浜は徹底的に担当者と担当者の協議というものを大事にして、そこでのリスペクトというものをエンジンにしながら進めていくのだとか、それは多分ポリシーであるのかもしれないですけれども、そこが欲しいような気がします。

○西村部会長 例えば、協議型みたいなところを展開の1つの柱にしていくこともあるのかなということでしょうか。

今後の展開の3つ目の歴史について、私はこれも大事だと思いますが、象の鼻パークみたいに、今はできないけれども、将来は絶対ここここをつなぐというような意思というか、そういうものをもって何か頑張るといことが結構重要だと思うのです。

戦略みたいなものをずっと持っていて、このところは将来、こうすると。でも、今はできないけれども、やれるときが来たら、それをやるのだと言って長期にわたって考えていくべきだと思うのです。

○中野書記 1番でその点は考えていましたが、もう一度、整理したいと思います。

○佐々木委員 今後の展開の6番のところに、道路や廃線跡地についてすごく具体的なものが出ていますが、これはそんなにいろいろあるのですか。

○中野書記 具体的には、桜木町と横浜を結ぶ東横線の跡地のプロジェクトに参加しており、



ニューヨークのハイラインを含めて今、割と世界的にもこういうものの活用が重要視されているので書いています。

○佐々木委員 都市の構造などがリノベートされていくときに、そこをどう戦略的に使っていくのかということであるとするならば、必ずしも6番でなくてもいいかと思います。

○中津委員 郊外と都心を一体として考えると、団地の再生の話なども入っていましたし、コミュニティの話も入っていますし、すごく人々の、人のこと、生活のことというのに少子高齢化などが入っていることは、都市デザイン室の今まで出してこなかったことなのかなと思って、すごくいいなと思って見せていただきました。

○国吉専門委員 郊外の再生みたいなどころがあるのですが、郊外なりのもっとアクティブな場をつくっていくみたい、都心があって郊外があるというのではなくて、郊外で1つのまとまった活動のようなものが出てこないかなと思います。

○中津委員 (ビジョンには) 結構バランスよくばらばらに入っている。郊外での農業のこともちょっと入っていましたし、今農政が緑区のほうではかなりまちづくり的な活動をやっていることとかも引っ張り上げています。

東神奈川のエリアなどを考えると、二次産業的なものからR&D(研究開発)に変わってきている現状だとか、民有地をどのように公的利用にシフトすべきとか、アジアの拠点的な位置づけには産業誘致ということがありますから、その辺の色合いが少し薄いかなという気がします。

それと、金沢区であれば漁業があります。

漁業、農業、それとあとエネルギー問題とかでコンパクトシティのワンセットが横浜の中でできればいいなというイメージは個人的にはあります。

○西村部会長 そうですね。6の環境のところでは本編のほうを見ると、環境のところの12ページですけれども、出ているのが割と薄いのです。

農とか、工業の環境配慮とか、生き物との共生とか、何かもう少しいろいろな意味での環境のことが言えるのではないかと思います。

○中野書記 議論してどのように産業面などで関わられるのか考えてみたいと思います。

○国吉専門委員 土地利用の大規模な変化に対応した新しい空間構造の提示とか、これからの重要な課題として前面に出しておくということが大事なのではないかと思います。

早めがいい提案をしていって、できるだけそちらに対しても誘導していくというのがやはり役割としては大きいですね。

あと、金沢区などのことを考えますと、周辺都市との連携みたいな話などもあります。

○西村部会長 そういう意味では、そういうところも応援団になってくれば、両方で多様な魅力で地域全体を守り育てていくなど、この広いビジョンが牽引するみたいな役割というのがあるかもしれません。

地域連携の1つの柱になれることもあるかもしれないですね。

○中津委員 エネルギー的なものというのは、何か触れないのですか。

○中野書記 スマートグリッドのような話も含めて、温暖化対策事業本部が環境未来都市としてどう進めていくのか、電気自動車みたいな新たな仕組みをどう展開していくのかということも検討したいと考えています。

○佐々木委員 そういうものはビジネスとしてではなく、むしろライフスタイルとしてとらえてもらう必要がある。

○中野書記 暮らし方みたいなものを考えていければと思います。

○佐々木委員 ライフスタイルで言えば、こういう暮らし方をしていきたいのだ。だから、こういう風景、こういう空間、こういうインフラ、こういうまちとのつき合いがあるのだというところに何か通しておかないといけません。だから、これをどういう場所にどういう具体的な形で描いていくのかというところで、やはりデザインという言葉が入っている意味があると思います。

○西村部会長 あと、先ほど配った調査の中で、「街並み・景観」というのが、すごく魅力のトップに来ているというのは、本当に考えさせられるなと思ったのです。ある意味、都市デザイン室のこれまでの成果だと思うのだけれども、そこで、訴えているのはいろいろものの質の

高さであり、それは最終的には文化的なものを感じさせるわけです。

そういうものがやはり都市デザインの中で生まれてくるというか、文化に力があって、それは個々の小さいもののデザインの質の高さだとかというところに支えられているのだと。

そのようなことも少し言ってもいいのではないかと思うのです。それがこういうふうな都市の魅力につながってくるのだと。

でも、本当にこれは非常に重要な文化政策だということなのだけれども、余り文化ということでは出てこないのです。もう少し入れてもいいかもしれません。

もう一つは質の高さについて、細部のデザインにこだわるような意思の高さから、建物全体まであるので、何か本当にいろいろなものをやるということが結果的に景観になるので、ここで言う景観とか街並みというのは、そういう一つ一つの努力の集大成みたいなものだと思うのです。それが都市の魅力としてだということを、4でもう少し言ってもらいたいのではないかなと思います。

○佐々木委員 とにかくすぐ原稿化しづらいから、難しいですね。

だから、そういう言語とか、ルールとかにしづらいものを大事にしていくのだよということを言ったほうがいいと思います。

○西村部会長 それが横浜的なのですね。恐らく仕組みの中でそういう専門家を内設するのか、ちゃんとどこか近いところに持つのかとかという議論は次にやるのですね。

○中津委員 教育部門とは、こういう話はしていないのですか。

○中野書記 卯月会長からは、この景観教育は非常に大切だというご意見をいただいているので、そういうことも含めてやっていかななくてはいけないと思っています。

○西村部会長 あとは、観光の視点ですね。それはどういう形で全体としては、この中に反映されたのですか。観光とかMICEの活性化というところですか。

○中野書記 活力を拡大する都市デザインのところに観光の項目を入れました。

○西村部会長 あと、MICEにもいろいろかかわっているのですけれども、観光庁にとってもMICEは非常に重要です。その中でいろいろ議論をしていると、MICEが一番状況として整っているのはやはりみなとみらい地区だということです。つまり、メッセみたいなどと、泊まれるところがすごく近接して、全体として都市のアメニティがあるというのは、ほかにないのですね。全部ワンセットにあって、ものすごくたくさんの人を呼べると。それは経済効果がものすごいのだと言うのです。だから、そんな意味では、MICEの可能性は横浜が一番あるのは間違いないと思うのです。

○中野書記 パシフィコを中心としたコンベンション機能はかなりの稼働率で、アジア、アフリカ、アフリカの国際会議なども開催を含めて、外務省を含めて国際会議も十分高い評価を得られていますから、それは堅実に推進していくことですが、それをどれぐらい膨らませていくべきなのか、どうかというところを、まさにこれから議論になると思われま。

○佐々木委員 小さいからやりたい人と、ちょうどいい、この大きさとやりたい人もいるでしょうから、何も大きいものだけやりたいばかりではないから。

○中津委員 そういうのは、観光とカップリングできているのがすごくいいと思いますね。その辺をもっと強化できるといいなという気がします。

それと、社会福祉とかが、何か弱者に対するまのあり方みたいな、社会福祉的なことが記載されていません。せっかくコミュニティとか、人々の生活とかと言っているのであれば、多少入っていてもいいかなと思います。

○西村部会長 車いすに乗っている人と話をしたときに、アメリカ西海岸で何かの会議に行くことがあり行ったら、そのときは気がつかなかったけれども、行って、ずっと車いすに乗っていたら、すべてのところでまったく不便を感じないと言うのです。ところが、日本に戻ってくると、自分たちの周りはいかにバリアがあるかというのを改めて気づかれさたというのがありました。

	<p>(2) その他 なし</p> <p>閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回政策検討部会配布資料</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議事録については、部会長が確認する。</li> <li>・次回の開催日時は、平成25年3月21日(木) 14:00~16:00を予定。</li> </ul>